

LIBRA

2014年 3月号

〈特集〉

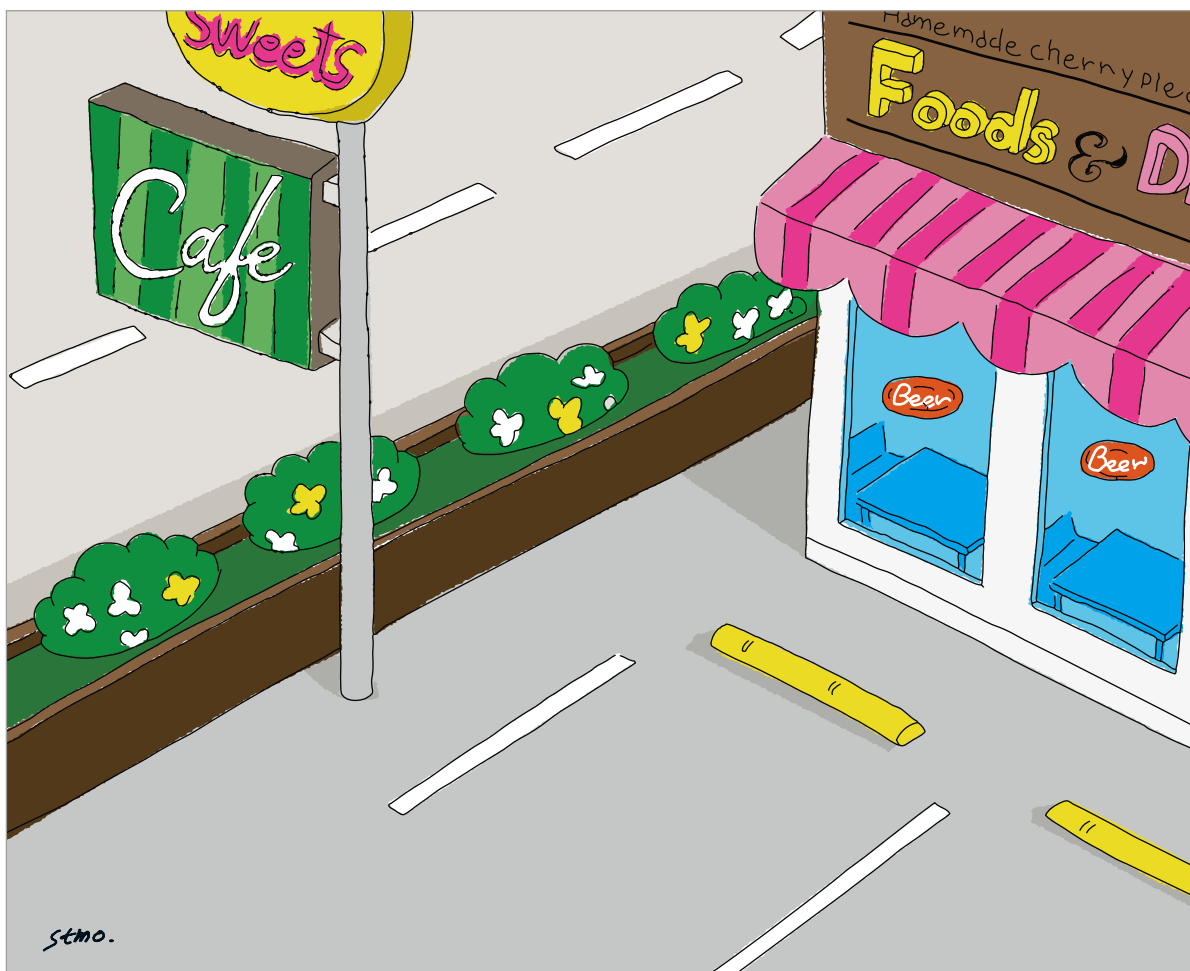
弁護士の業務広告の現状と課題

〈インタビュー〉

作家 桐島洋子さん

〈クローズアップ〉

2013年度 理事者の1年



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2014年3月号

特集

02 弁護士の業務広告の現状と課題

- 過熱するネット広告競争の生き残り戦略 遠藤常二郎
- 戦略的インターネット活用術とは? 田島 正広
- 「弁護士の業務広告に関する規程」及び「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」の解説 上妻英一郎
- 調査対象とならないための心得 小早川真行
- 非弁提携行為と弁護士業務広告 吉田 健
- 「ラブレターを書くように」～人を動かせる広告をつくろう～ 近藤潤一・滝村泰史

インタビュー

30 作家 桐島洋子さん

クローズアップ

34 2013年度 理事者の1年

ニュース&トピックス

- 38 • 2014年香港法律年度開始式に参加して
- 福岡県弁護士会との役員交流会
- 2014年度 東弁役員等選挙

法令解説

46 原賠早期賠償特例法について 皆川治之

連載

42 常議員会報告 (2013年度 第10回)

45 プレスセミナー報告

52 今、憲法問題を語る：第34回 新しい防衛大綱等がめざすもの 堀井 準

53 秘密保護法解説

第8回 特定秘密保護法の廃止に向けた今後の取り組み 長谷川弥生

54 近時の労働判例

第16回 東京高裁平成23年2月23日判決(東芝(うつ病・解雇)事件) 萩原怜奈

56 東弁往来：第32回 法テラス釧路法律事務所 菅野律哉

58 わたしの修習時代：人生最良の修習時代 23期 松嶋英機

59 65期リレーエッセイ：銀行員と弁護士の違い 上原 誠

60 お薦めの一冊：『この国のために一川路聖謨』 坂井興一

61 コーヒーブレイク：ノンアル昨今 福崎聖子

62 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

63 会長声明

69 インフォメーション

弁護士の業務広告の 現状と課題

2000年に弁護士広告が解禁されて以来、広告による依頼者獲得の必要性は高まっている。ただ、弁護士は業務広告を利用する際に日弁連の規程等を守る必要がある。

そこで、今月の特集では弁護士の業務広告のあり方を検討すべく、まず業務広告の活用事例を紹介した。次に、日弁連会則会規改正ワーキンググループの委員に規程等を解説いただき、続いて弁護士業務改革委員会や非弁提携弁護士対策本部の会員から規程等に違反しないための具体的な心得をご教示いただいた。最後に、電通の方々に広告のノウハウを伝授していただいた。本特集が広告活用の参考となれば幸いである。

(臼井 一廣, 木村 容子)

CONTENTS

- 過熱するネット広告競争の生き残り戦略
- 戦略的インターネット活用術とは？
- 「弁護士の業務広告に関する規程」及び「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」の解説
- 調査対象とならないための心得
- 非弁提携行為と弁護士業務広告
- 「ラブレターを書くように」
～人を動かせる広告をつくろう～

活用事例-1

過熱するネット広告競争の生き残り戦略

会員 遠藤 常二郎 (39期)



1 はじめに

当法律事務所では、10年程前にインターネット広告を始めた。当時としてはネット広告を行っている法律事務所が少なく、競争も今ほどなく、広告費も低廉であった。しかし、現在では、多くの法律事務所がネット広告に参入し、ネット上に数えきれないほど沢山の法律事務所のホームページが氾濫し、またこれに伴いネット広告費が高騰している。このよう

に過熱するネット広告の世界で、法律事務所が顧客を獲得していくためには、各法律事務所が高騰する広告費を抑えた効率のよい広告を工夫していかなければならない。また、何にもまして、個々の法律事務所がスキルアップを図り、良質な法的サービスを提供できるようにしなければならないし、他の法律事務所と差別化できるよう得意分野に習熟し、これをアピールすることが求められるであろう。

2 リスティング広告の仕組み

当法律事務所が行っているインターネット広告はリスティング広告と呼ばれるものである。これは、ヤフーやグーグルの大手検索サイトの検索ワードを利用して、検索画面上の上位に法律事務所のホームページを表示させて、法律事務所の広告を行う手法である。ホームページは検索画面の1頁目の上位に表示されればされるほど、利用者にクリックされる可能性が高く、それだけ事件を受任できる機会も大きくなる。

グーグルやヤフーの検索画面上で上位に表示させる方法として、検索画面の広告欄とそれ以外のサイトの上位に掲載する方法がある。当法律事務所の広告手法は広告欄の上位にホームページを掲載させるものである。

検索画面の広告欄に掲載するためには、検索ワードを入札することにより、上位の掲載順位を取得しなければならない。例えば、「弁護士 離婚」という検索ワードを使って弁護士を探そうとする人を想定して、ホームページを広告しようとするれば、「弁護士 離婚」の検索ワードを入札することにより上位の掲載順位を獲得することになる。ヤフー、グーグルでそれぞれ入札条件は異なるが、上位の順位を獲得するためには、いずれも入札価格が重要な要素となる。

仮に、「弁護士 離婚」の検索ワードで検索画面の広告欄に上位の順位で表示されるために必要な入札価格が700円であるとする（入札価格は日々刻々と変化するし、最高価格であっても第1順位を獲得できるとは限らない）。リスティング広告は、利用者が広告欄のホームページをクリックする度に入札価格が課金されるシステムであり、ひと月、1000人が

「弁護士 離婚」のキーワードで検索して、広告欄に表示されたホームページをクリックすれば、ひと月あたり、70万円を広告費用としてホームページの広告主である弁護士が負担することになる。

ホームページをクリックした人の何名かが、法律事務所に法律相談を申し込み、弁護士に事件を依頼することによって、弁護士は顧客を獲得することができる。

リスティング広告により、ひと月、広告コスト70万円を超える売上があればその差額分が利益となる。逆に、事件の依頼がゼロであれば、70万円のコスト倒れとなってしまう。

3 顧客獲得のための工夫

ネット広告による顧客獲得の難しさは、ホームページに訪問した利用者が、現実に法律事務所の門を叩いて法律相談に来るのかどうか、仮に来所したとしても、具体的な事件を弁護士に委任するかどうか、この2つのハードルをクリアできるかどうかである。

① ホームページの差別化

ネット広告で顧客を獲得するためには、ホームページが良質のものでなければならないことは言うまでもない。法律事務所の多くは、業者に発注した自前のホームページを持っており、内容的にはほとんど優良企業のホームページと遜色のないものとなっている。しかし、顧客獲得を目的とするならば、利用者の心を引きつける内容を工夫することが重要である。経験的には、情報量を必要最小限に止めた、利用者に分かりやすい内容、料金体系が明確なホームページが利用者に好まれるようである。また、弁護士の

得意分野、特に力を入れている分野が明確に打ち出されているホームページが他のホームページと差別化を図ることができる。なお、広告の内容については、日弁連の「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」（8頁以降参照）を遵守し、過度に誇大な表示にならないように注意しなければならないのは当然のことであろう。

② 無料相談か有料相談か

来所のための工夫の一つとして、多くの法律事務所がネット上で初回法律相談の無料化を宣伝している。確かに法律相談を無料化すれば顧客の来所率は高まるであろう。しかし、無料相談で来所する顧客は、事件として成熟していない相談や多数の無料法律相談を回ってセカンドオピニオンを求めにくるような相談が多く、事件の受任に結びつく事件は少なく、相談に対応する弁護士側の負担は大きい。当法律事務所は有料相談を堅持している。有料相談だから安心できるという顧客が意外に多いことに驚かされる。

③ 目の肥えた顧客層

ネット広告で来所する顧客は、自己の抱える法律問題についてネットである程度調べ、それなりの情報を有している方が多い。また、他の法律事務所でも相談を受け、そこと比較しながら弁護士を選んでいく方も多い。ネット広告のユーザーはいわば「目の肥えた顧客」である。事件受任のハードルは高いといわねばならない。

事件を受任するためには、法律相談を担当する弁護士が、限られた時間内に顧客の話を十分に聞き、的確なアドバイスを行い、事件の見通しを示し、相談者の信頼を勝ち取ることができるよう弁護士としての技能を身に付け、経験を積むことが肝要である。

④ 広告効果を発揮する支店展開

弁護士法人であれば支店展開が可能であり、インターネット広告と結びつくときは効率の良い広告効果が得られる。ただし、インターネット広告の利用者は離婚、不貞行為の相談者層が多く、事件当事者双方がネット広告のユーザーとなる可能性があり、同時期に各支店に相談に訪れる恐れが高い。支店展開する場合は、コンフリクト（利益相反）を回避する体制を万全にする必要がある。

4 今後の課題

～高騰する広告費への対応

リスティング広告の広告費は高騰している。特に人気のある検索ワードの入札価格は高騰しており、広告コストの売上高に占める割合が大きくなっている。継続的にリスティング広告を行おうとするならば、各法律事務所が広告費の上限額を決め、効率の良いネット広告を検討していかなければならない。

また、ヤフー、グーグルの検索エンジンの課金システムは、毎年進化し、複雑化しているので、常に新しい情報を得る必要がある。

そのためには、ネット広告に特化した広告代理店と連携しつつ、定期的に運用管理について打合せを行い、広告費のコストと成果が見合っているか常に検証を行う必要がある。その際、十分なマーケティング調査を行い、検索ワードの適切な選択と組合せ、検索地域の絞り込み、クリック率を高めてホームページの広告としての品質の向上に努めることなど総合的なマネージメントを図っていかなければならないであろう。

活用事例-2

戦略的インターネット活用術とは？

会員 田島 正広 (48期)



1 はじめに

私は、広告解禁直後からインターネット上に事務所のウェブサイトを開設していましたが、リスティング広告に費用をかけている訳でもなく、ネット広告がどれ程効果的に具体的依頼に結び付いているかも自信のないところであることから、このテーマにつき適任者なのか疑義がないではありません。ただ、広告は、本来ありのままを知ってもらうためのものであるはずなのに、身の丈に合っているのか疑問の残る弁護士広告が散見されるこの頃ですので、地に足の着いた広告のあり方として一言申し上げたく、寄稿させていただくこととしました。

2 ウェブサイトを開設した頃

私がインターネット上にウェブサイトを開設した頃は、事務所や所属弁護士の紹介、役に立つQ&Aを掲載する一方で、一般のユーザーが書き込み可能な掲示板があったり、自分の趣味のスキービデオ映像が掲載されていたりと、いわばごった煮状態のウェブサイトとなっていました。この当時私は、誰がどのような目的でこのサイトを閲覧するかについて配慮したことは、正直言ってなかったように思います。言い換えれば、このサイトを閲覧する人の顔がピンポイントでは見えていなかったと言ってもよいかと思えます。

これに近い経験は、書籍の出版でもしたことがあります。10年程前、当時インターネットの健全活用を推進するためのNPO活動を一緒に行っていた弁護士仲間を中心に、書籍を出版しました。インターネットにまつわる、あらゆるジャンルの法律問題の

Q&Aを掲載して、料金もそれなりに高額な書籍でしたが、残念ながらあまり売れませんでした。確かに、当該NPOの活動に触れた一般ユーザーとしても、その経緯がネット・オークションでのトラブル相談であれば、誹謗中傷や著作権侵害には関心が薄いかもしれません。むしろ分野とページ数を絞った分、もっと安価にオークションの分野だけの情報が欲しいことでしょう。結局、広範囲のQ&Aとなるとターゲットになりそうなのは実務法曹が中心となるのですが、書籍の編著者名は法曹界では無名のNPO法人でしたから、見向きもされなかったのだらうと思います。

この点、以前ある広告代理店関係の友人から、「田島さん、売れる本はマーケット・インですよ。プロダクト・アウトではだめ。」と言われたことがあります。市場の動向を意識した書籍であれば、そこには読み手の性別・年齢・職種等が明確に意識されているはずであり、読み手の顔が見える書籍は売れるというのです。他方、自分史のように、自分で書きたいものを思うがままに書いた書籍は、市場ニード外視ですから読み手の顔も見えず、結局売れないというのです。この言葉を聞いた時に、思わず「なるほど！」と手を叩いた私は、ウェブサイトについても、目的を意識した戦略に基づく提供情報の差別化が有効なのではないかとの仮説にたどり着きました。読み手毎に求める情報は違うはずですから、それらの情報を効果的に伝えていくことこそが、広告戦略として重要なのではないか？自分の伝えたい情報毎に伝え方、見せ方を工夫するべきなのではないか？それは必ずしもインターネットばかりによるべきではないのではないか？この問題提起に基づき私が取った広告戦略は、概ね次の通りです。

3 私の広告戦略

① オフィシャル・ウェブサイト

まず、事務所のオフィシャル・ウェブサイトは、所属弁護士の紹介、基本理念、取扱業務、料金等を広く一般向けに提示するサイトとしました。2007年頃、日弁連の中小企業法律支援センターで中小企業の法的ニーズに関する全国アンケートに関わった私は、弁護士は敷居が高い、人となりも専門分野も分からないといった声を多く聞いていましたので、まずは自分の事務所をよく知っていただくことから始めようと考えました。事務所として力点を置いている個別取扱分野については、特にページを増やして紹介しています。

従前、オフィシャル・ウェブサイトに無料で掲載していたQ&Aについては、自身で別に経営している法律関連セミナー等の運営会社において、無料情報の顧客層と有料情報のそれにずれがあり、無料情報の提供が有料業務の依頼には必ずしも発展しないことを多く経験していたこともあって、いったんは掲載を中止しました。自分としては、ウェブサイト無料情報を掲載するよりは、専門書の出版の方が、特に専門性の高い事業者にはより強い訴求力を持つとの確信を持っているが故の判断でした。この点、講演でのレジュメ等自分なりに高付加価値を持っていると考えている重要資料については、無料公開して陳腐化させることなくその効果的活用を図るべく、顧問先顧客向けにパスワード管理するページで限定公開することとしました。ですが、ここまで情報管理を徹底すると、オフィシャル・ウェブサイト上には、一般ユーザーのアクセス可能な法律関連情報が何もないという事態が生じます。これでは、かえって事務所の専門性が一般ユーザーに伝わらない上、ウェブ

サイト閲覧者数の減少により検索結果の下位低迷を誘因することにもなりかねません。そこで、試行錯誤の結果、最近になってアソシエイト弁護士を中心にQ&Aページを再開しているところです。

② ブログ、ツイッター、Facebook など

次に、私は慶應義塾大学大学院法学研究科にて憲法改正論の実践というテーマで非常勤講師を務めていることから、自分の憲法観とあるべき国のかたち論に論及する場として別にブログを立ち上げることとしました。ツイッターは、あまりツイートしていないので語る資格がないのですが、リツイート等で世間一般に対するより一層の伝播力を持ちうるだけに、お堅いブログと同系列のテーマで運用しています。そのため、軽々しくツイート（つぶやき）できないという本末転倒な結果となっていますが（苦笑）。

さらに、Facebookについては、これを友人限定公開のクローズな場と位置付け、プライベートな友人やオフィシャルな接点でもかなり親しい方限定での登録とした上で、日頃の出来事や趣味、旅行等のプライベートなシーンも多く掲載することとしました。同業者のみならず、企業関係者や他士業の友人と日頃頻繁に接点を持つことの意義は皆さんご経験の通りと思います。この点、オフィシャル・ウェブサイト上にプライベートな話題を提供することで、広く一般ユーザーに親しみやすさや温かみを伝えるという戦略もあるのだらうと思います。閲覧者数の増大による検索結果の向上という視点もあるでしょう。これらの意義を否定するつもりはありませんが、反面これらを同居させることでの見え方にこだわる私は、それをしないこととしました。

他にも、数年前所属会派のブログに寄稿する機会がありましたが、ネット戦略番外編だったこともあ

り、新たな自分を描く場としてエッセイを寄稿することとしていました。どうやらそのサイトもクローズのようで残念ですが、意外に好評をいただいていたので、今後Facebookにエッセイを寄稿してもよいのかなとは思っています。

以上の情報戦略に加えて、ウェブサイトのHTML言語での記載方法の合理化もアクセス結果の向上には有益ですし、ウェブサイトのデザインも時流に乗ったものに更新した方が読み手の印象向上にはよいことでしょう。ただし、それなりに費用がかかるため、頭が痛いところであり、恥ずかしながら流行遅れのデザインのウェブサイトを開示し続けています。

③ メールマガジン(事務所報)

ところで、インターネットからは離れますが、顧客向けに事務所報を配布している事務所も多いと思います。私は、日頃の連絡により身近な存在であることを実感してもらうことが相談のしやすさのためには重要と考え、また、印刷物よりもファクシミリやメールの方をつい読んでしまう自分のスタンス感も踏まえて、コストがかからず簡便なメールマガジンの形で事務所報を配信することとしました。事務所のドメインでの発信者限定のメーリングリストを立ち上げて、定期的に発信することとしています。そこに、

弁護士や事務局員のコラムを掲載する等して、特に日頃相談件数の少ない顧客に対する情報提供と接点を持つことを心懸けています。

4 最後に

さて、これらの戦略を採った結果、どの程度の広告効果が挙がっているのでしょうか？ 残念ながら、統計を取ったことはありませんが、債権回収をはじめとする一般的な法分野やインターネット上のトラブルについては、インターネット経由での依頼をいただくことは時にあります。また、より専門性が高くネット上での情報流通量の少ないニッチな法分野に関する情報提供については、個別依頼につながりやすいように感じています。顧客との接点も顔が見えるお付き合いをすることで、相談を誘引する効果はあるようです。お堅いブログが事務所のオフィシャル・ウェブサイトからリンクされることによる影響については、正直言ってよく分からないところですが、ありのままの自分ということでリンクにて紹介しています。このように引き続き試行錯誤の最中ではありますが、あくまで一例としてご参考にしていただければと思う次第です。

日弁連会則会規改正ワーキンググループ広告インターネット部会から

「弁護士の業務広告に関する規程」及び「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」の解説

日弁連会則会規改正ワーキンググループ委員・会員 上妻 英一郎 (47期)



第1 総論

1 弁護士業務広告に関する日弁連会則等の変遷の経緯

当初、日弁連では、1955年制定の弁護士倫理第8条において、「弁護士は、学位または専門の外、自己の前歴その他宣伝にわたる事項を名刺、看板等に記載し、または広告してはならない」と規定し、原則として弁護士の業務広告を全面禁止していた。その理由は、おおむね、弁護士は、公共的な奉仕者であって、個人的な利益追求者と異なり、依頼者獲得の競争をするために宣伝広告することは弁護士の職を冒し、品性を低下させるものである、濫訴の弊を生ずる、弁護士に対する一般の尊敬の念を失わせるに至る、というようなところであった。

しかし、その後広告の一部解禁を求める声が出てきたため、日弁連では1987年3月、「弁護士は、自己の業務の広告をしてはならない。但し、本会の定めるところに従って行う場合は、この限りでない(1項)。前項の広告に関し必要な事項は、会規及び規則をもつて定める(2項)」との規定(会則29条の2)を新設する会則改正を行い、これに基づき、弁護士の業務の広告に関する規程と弁護士の業務の広告に関する規則が制定された。この規程では、広告することができる事項が、氏名・住所、事務所の名称・所在地、電話番号等12項目に、広告を載せることができる媒体も、名刺・封筒、看板、挨拶状、職業別電話帳等7種類に、それぞれ限定された。1990年議決の弁護士倫理においても、「弁護士は、品位をそこなう広告・宣伝をしてはならない」(10条)とされるに至った。

さらに、その後、弁護士の広告に関する規制が時代の要請に適合しなくなったこと、弁護士の情報が

極端に不足していること及びそれにより利用者である国民の不満や批判が高まったことから、日弁連では、2000年3月24日、「弁護士は、自己の業務について広告をすることができる。但し、本会の定め反する場合は、この限りでない(1項)。前項の広告に関し必要な事項は、会規をもつて定める(2項)」(会則29条の2)との会則改正が行われ(同年10月1日施行)、原則自由としたうえで、市民の利益が害されるおそれがあるなど規制することに合理的理由があると認められる場合に例外的に規制することと改められた。

この会則改正に伴い、外国特別会員基本規程29条についても同様の改正が行われ、また、従来の弁護士の業務の広告に関する規程・規則は廃止され、新たに弁護士の業務広告に関する規程(以下「規程」という)及び外国特別会員の業務広告に関する規程が設けられた。

前記各規程の解釈及び運用をより明確化するため、弁護士及び外国特別会員の業務広告に関する運用指針(以下「旧指針」という)が、2000年5月8日に制定された。なお、この運用指針は、2006年3月の一部改正を経て、運用のみならず、解釈の指針でもあることを明らかとするため、2012年3月15日の全部改正により、現在の「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」(以下「指針」という)とされた。

また、2005年4月1日から施行された弁護士職務基本規程9条においても、「弁護士は、広告又は宣伝をするときは、虚偽又は誤導にわたる情報を提供してはならない(1項)。弁護士は、品位を損なう広告又は宣伝をしてはならない(2項)」との規定が置かれている(以上、日本弁護士連合会調査室編著「条解弁護士法(第4版)」18頁(弘文堂)参照)。

2 規程及び指針について

以上のとおり、規程の解釈については、主要な事項は指針において規定されている。紙幅の関係もあり、本稿では要点を絞って指針を概観しつつ、旧指針からの改正のポイント等適宜補充を行うこととするので、規程及び指針の本文については、下記を参照されたい。

規程 (http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_no_44.pdf)

指針 (http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/rules/pdf/kaiki/kaiki_gyoumukokoku_shishin.pdf)

第2 指針の各項目について

1 「第1 総則」について

ここで指針が規定しているのは、指針制定の目的(第1項)並びに指針全体の解釈及び運用の基準(第2項)である。

指針制定の目的は旧指針と同様であり、また、規程の解釈及び運用の基準においても、旧指針と同様、弁護士等の広告による国民に対する必要かつ十分な情報の提供が妨げられないことがないようにしなければ

ならないこと(2項1号ア)並びに適時改訂及び硬直解釈の禁止(同項6号)を規定している。一方、旧指針では当然の前提であった、「品位を損なう不適切な広告により国民の利益が損なわれることがないようにすること」(2項1号イ)が併せて明示され、「とする」、「ものとする」*1、「しなければならない」*2、「望ましい」*3など語尾の種別により規定の意味を明らかにする旨の整理(同項2号から4号まで)及び例示の意味の明確化(同項5号)が新たに規定された。

2 「第2 規程第2条の広告の定義に関する事項」について

規程2条は、広告について、「弁護士が、口頭、書面、電磁的方法その他の方法により自己又は自己の業務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であって、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするもの」と定義している。これにより広告の意義はほぼ明確に規定されていると考えられるが、指針は、その解釈・運用の指針として、次のとおり定めている。

(1) 広告の主体(1項)

旧指針と同様その判断基準が明示されるなどしている。

*1: 規程の解釈及び運用の基準を示すもの。ただし、形式的な違反を問うことなく、常に具体的事例に応じた実質的な規程の解釈を旨としなければならない。「～する。」で終わる場合、断定している以上、義務的な規定であるといえるが、法令の場合は明確でないで、「～しなければならない」とすべきであるとされる。また、弁護士会の規則において、弁護士会が主体である場合は、制定権者が自ら規制する場合の表現として、「～するものとする」とするのが通常であるといえる。このほか、「ものとする」は、省庁が他の省庁等に配慮して柔らかな表現を用いる場合、主語がないか明確でない場合、語感の問題等で使用される表現である(以上、日本弁護士連合会調査室編「会則改正手続マニュアル〔第2版〕」220頁参照)。

*2: これに違反した場合は、本会又は弁護士会において規程違反と解釈され得るもの。ただし、本会及び弁護士会の綱紀委員会及び懲戒委員会並びに本会の綱紀審査会の判断を拘束するものではない。なお、*1参照。

*3: これに従わなかったことをもって直ちに規程の当該規定に違反するものと解釈してはならないとされるもの。ただし、他の行為等と併せて規程その他の規範に違反するか否かを判断する場合において、その要素の1つとすることを妨げない。なお、法制執務では、その効果が明らかでないため、「望ましい」が語尾に使用されることはほとんどないといえる。指針ならではの用語であるが、意味を明示して用いることとした。

(2) 広告の目的 (2項)

旧指針と同様、顧客誘引目的の有無の判断基準として、主観のみならず客観的なものも含めて総合的に判断されること (1号) 並びに顧客誘引目的がないと認められる例 (3号) 及び行為態様によるその例外 (4号) が規定され、新たに、任意の有志により法律相談会を行う場合などに、広告規程の適用があることを失念しないよう、注意的な規定が置かれた (2号)。

(3) 弁護士情報提供ホームページにおける周旋と広告の関係 (3項)

旧指針では抽象的なものにとどまっていた弁護士情報提供ホームページと弁護士法27条・72条違反となる周旋との関係が整理された。ややわかりにくい点もあるので概論すると、以下のとおりである。

ア 総論 (1号)

- ① 当該情報提供事業者が、「報酬を得る目的」で、「法律事件に関する法律事務の周旋を業とする」ときは、弁護士法72条に違反する。
- ② 当該弁護士情報提供ホームページにより紹介を受けることは、弁護士法27条等・弁護士職務基本規程11条等に違反するおそれがある。

イ 報酬を得る目的で周旋をするものと認められる場合 (2号)

次の(ア)・(イ)の場合には報酬を得る目的で周旋をするものと認められるが、「業とする」ものと認められるか否かは当該事案ごとの個別判断である点、注意を要する。

(ア) 広告料以外の対価受領の場合

情報提供事業者が、次の①・②いずれかに該当する場合には、弁護士法72条の「報酬を得る目的」で「周旋」をするものと認められる。

- ① 閲覧者から金銭その他の対価を受領するものであるとき
- ② 掲載弁護士から客観的・定額的に決まる登録、掲載等の対価以外の金銭その他の利益を受領するものであるとき

(イ) 広告料以外の対価を受領しなくても該当する場合

客観的・定額的に決まる登録、掲載等の対価を受領するに過ぎない場合であっても、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、弁護士法72条の「報酬を得る目的」で「周旋」をするものと認められる。

- ① 情報提供事業者の判断により、提供する弁護士等の情報の選別・加工を行うとき
- ② 情報提供事業者が次の a・b のように弁護士等の情報に係る連絡を行うとき
 - a 法律相談、事件の受任その他の法律事務の提供の勧奨、面接日時の調整、情報の追加的提供等を行うとき
 - b 相談等の内容を一旦受けて、弁護士の選定の用に供するとき
- ③ 情報提供事業者が閲覧者・弁護士間の通信の内容に加工を行うとき
- ④ その他総合的に判断して情報提供事業者が弁護士紹介業をしているものと認められ、弁護士情報提供はその一部として行われているものと判断されるとき

3 「第3 規程第3条の規定により規制される広告」について

規程3条は、次の広告を禁止している。

- ① 事実と合致していない広告
- ② 誤導又は誤認のおそれのある広告

- ③ 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- ④ 困惑させ、又は過度な不安をあおる広告
- ⑤ 特定の弁護士等又は法律事務所若しくは外国法事務弁護士事務所と比較した広告
- ⑥ 法令又は本会若しくは所属弁護士会の会則及び会規に違反する広告
- ⑦ 弁護士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

指針は、次のとおり定めている。

- (1) 弁護士等の品位についての考え方 (1項)
国民の視点から判断することを明示する。
- (2) 規程3条各号に該当する例 (2項から8項まで)
指針は、旧指針と同様、それぞれの例を挙げているので、本文を参照されたい。
なお、次の点については、若干補足する。
ア 困惑させ、又は過度な不安をあおる広告 (5項)
規程3条4号は、2008年日弁連臨時総会で新設された特定商取引に関する法律改正に伴う規定であり、旧指針では対応していなかったため、指針では例示が追加された。
イ 法令に違反する広告の例のうち非弁提携を行っている弁護士の広告 (7項1号ア(ア))
ここでは、ただし書により非弁提携業務と無関係な業務に係る広告を除外している。当該広告そのものについては、法令違反とはいえないからである。なお、非弁弁護士との報酬分配を行っている弁護士の広告 (7項2号イ) も同様である。
ウ 法令に違反する広告の例のうち他土業等及び外国特別会員との共同広告 (7項1号ア(ウ)・(オ))
ホームページ等において無意識に違反することが多いと思料されることから、注意喚起のために指針において新たに挙げられたものである。他土業等又は外国特別会員との共同広告一般を

禁止するものでないことは当然である。

- エ 法令に違反する広告の例のうち二重事務所の外観を呈する広告 (7項1号ア(エ))

ウと同様、無意識に違反することが多いと思料されることから、注意喚起のために新たに挙げられたものである。

- オ 法令に違反する広告の例のうち法律事務所等の名称等に関する規程等に違反する広告 (7項3号)

ここでは、法律事務所等の名称とは別に「〇〇交通事故相談センター」、「〇〇遺言相続センター」等別の組織、施設等の名称を用い複数名称の禁止等に違反する広告を例として挙げている。ホームページ等において多くなされることが想定される。異論もあるようであるが、法律事務所等の名称等に関する規程の解釈としては、このような組織、施設等の名称は、取扱い業務の表示と異なり、事務所名称と解さざるを得ず、当該法律事務所等に複数の名称を付したものと解さざるを得ない。

- (3) 規程3条2号、3号等に該当する複合例 (9項から11項まで)

規程3条2号及び3号に該当する例 (9項)、キャッチフレーズの用法上の注意点及び該当しない例 (10項) 並びに役職、経歴等に関する表示の禁止の例について、旧指針と同様の例を挙げているので、本文を参照されたい。

- (4) 専門分野と得意分野の表示 (12項)

専門分野の表示は、弁護士情報として国民が強くその情報提供を望んでいる事項である一方、その客観性が担保されない状況はいまだ変わっていない。現状においては、誤導のおそれ、国民の利益を害し、弁護士に対する国民の信頼を損なうお

それがあるものと言わざるを得ず、旧指針からの改正においても表現を整理するにとどまった（1号）。なお、指針は、直ちに誤導等の結果が生じるとは限らないことから、「表示を控えるのが望ましい」との表現にとどめているが、もちろん個別の事情により規程3条2号、3号はもとより同条7号等に該当する場合もあり、そのような場合が許されないことはもちろんである。

得意分野との表示は原則として規程3条2号又は3号に違反しないが、個別の事情によるとされている（2号）のと同様である。

その他、指針は、取扱いを希望する分野の表示方法（3号）、専門等の評価を伴わない表示（4号）について旧指針と同様に規定している。

(5) 広告中に使用した場合、文脈によって問題となりうる用語（13項）

直ちに規程3条に違反するものではないが、文脈によっては違反の結果となるおそれのある用語が列挙されている。旧指針を基本的に踏襲しているが、意味の曖昧なものを除いたほか、具体的に例を挙げて整理している。

(6) 広告の方法、表示形態、場所等と規程3条の関係について（14項から22項まで）

広告は、その内容ばかりでなく、その方法、表示形態、場所等によって規程3条違反となる場合があり得る。指針は、次のとおり旧指針を整理している。

ア 解釈適用指針（14項）

イ 広告の方法、表示形態、場所等が奇異、低俗等であるもの（15項）

方法若しくは表示形態（1号）又は場所（2号）が奇異、低俗等である場合又は例について規程3条7号に違反するとする。

ウ 点滅式灯火及びネオンサイン（16項）

総合的な観点から、個別に判断するとする。

エ テレビ、ラジオ等による広告（17項）

事前に広告制作者等と十分に打ち合わせることが望ましいこと（1号）、弁護士に相応しくないと考えられる番組における広告は規程3条7号に違反するとする。

オ 新聞、雑誌等による広告（18項）

低俗な風俗雑誌等において広告することは、規程3条7号に違反するとする。

カ 屋内又は屋外での広告物の配布（19項）

不特定多数の人が出入りする場所において、不特定多数の人に配布するときは、その態様によって、規程3条7号に違反するとする。

キ ダイレクトメール、新聞折込み広告及び戸別の投げ込み広告（20項）

次のとおり定める。

① 格別に配慮する必要がある、これが欠けるときは、規程3条7号に違反する（1号）。

② 面識のない者に対してダイレクトメールを送る場合には、受け取る者の住所氏名の情報源を明示する等の配慮をすることが望ましい（2号）。

③ 宛先の情報源が不正の手段により入手したものであるときは、規程3条7号に違反する（1号）。

ク 電子メール、ファクシミリ通信等による広告（21項）

国民に対し、奇異な感情又は不快感を抱かせないよう格別に配慮することが望ましいとする。

ケ 屋外広告物（22項）

定義（1号）及び屋外広告物に係る法令による規制に反するときは規程3条6号違反となるこ

と、各都道府県ごとに異なる規制、手続等を怠らないこと、景観等に極端にそぐわない場合には規程3条7号違反となる場合もあること等の留意事項を規定する。

4 「第4 規程第4条の規定により表示できない広告事項と例外的に許される表示」について

規程4条は、原則として、訴訟の勝訴率（同条1号）、顧問先又は依頼者（同条2号）、受任中の事件（同条3号）及び過去に取扱い又は関与した事件（同条4号）を表示した広告をすることができないと規定し、同条1号を除きただし書でその例外を規定する。指針では、以下のとおり主として規程3条との関係等について定めている。

(1) 規程4条の解釈及び運用の指針（1項）

規程4条は、規程3条の禁止規定の例示列挙であって、規程4条各号の禁止に該当しなくとも、規程3条により禁止されるものであるときは、許容されない（1号）、規程4条2号から4号までの規定については、ただし書に留意して解釈等しなければならない（2号）とする。

(2) 規程4条1号—訴訟の勝訴率（2項）

誤導又は誤認のおそれのある広告に該当する規程3条2号違反の例であるとする。

(3) 規程4条2号—顧問先又は依頼者（3項）

次のとおり定める。

ア 顧問先や依頼者をその同意なく表示することは、守秘義務違反であって、規程3条6号違反の例であること（1号）

イ 書面による同意により表示する場合であっても、実質的な関係のある顧問先や依頼者でなければならないこと（2号）

ウ 規程4条2号ただし書の書面による同意は、

同意の範囲、有効期限その他必要な事項を明示して得なければならないこと（3号）

エ 過去の顧問先又は依頼者を表示する場合には、そのことを明示するなどして誤導にならないように配慮しなければならないこと（4号）

(4) 規程4条3号—受任中の事件（4項）

次のとおり定める。

ア 受任中の事件をその依頼者の同意なく表示することは、守秘義務違反であって、規程3条6号違反の例であること（1号）

イ 「事件」とは全ての事件であり、「受任中」とは委任契約の締結から終了までの期間をいうこと（2号）

ウ 規程4条3号ただし書の「依頼者の書面による同意がある場合」は、守秘義務に違反しないこと及び守秘義務を負わない相手方の同意を得ることを要しないこと（3号）

エ 規程4条3号ただし書の「依頼者が特定されない場合でかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合」の例示（4号）

オ 規程4条3号ただし書の「依頼者が特定されない場合でかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合」であっても、依頼者の書面による同意を得るように努めるものとする（5号）

(5) 規程4条4号—過去に取扱い又は関与した事件（5項）

次のとおり定める。

ア 過去に取扱い、又は関与した事件をその依頼者の同意なく表示することは、守秘義務違反であって、規程3条6号違反の例であること（1号）

イ 規程4条4号ただし書の「依頼者の書面による同意がある場合」及び「依頼者が特定されない場合でかつ依頼者の利益を損なうおそれがな

い場合」は、同条3号ただし書と同様であること（2号）

ウ 規程4条4号ただし書の「広く一般に知られている事件で、かつ、依頼者の利益を損なうおそれがない場合」は、既に判例集、新聞、雑誌等で広く公表されている事件であり、守秘義務違反となるおそれが低いものをいうこと（3号）

5 「第5 規程第5 条及び第6 条の規定による直接的な勧誘行為の禁止」について

規程5条は、次のとおり定めている。

(1項)：面識のない者に対する訪問又は電話による広告の原則禁止

(2項)：例外として、次を除外

- ① 依頼希望者の請求があった場合（1号）
- ② 弁護士選任権者等から請求があった場合（2号）
- ③ 所属弁護士会の承認を得た場合（3号）

(3項)：承諾を得ない面識のない者に対する電子メールによる広告の禁止

規程6条は、次のとおり定めている。

(本文)：面識のない特定の事件の当事者等に対する郵便等直接到達する方法での当該事件依頼勧誘広告の原則禁止

(ただし書)：例外として所属弁護士会の承認を得た場合の除外

指針は、これらの規定について、次のとおり定める。

(1) 規程5条の趣旨（1項）

利用者に十分な考慮をする機会がなく、奇異な感情や不快感を生じさせることが多い等、規程3条7号に違反するものであり（規程5条1項）、かつ、特定商取引に関する法律の趣旨を敷衍したものである（同条3項）。

(2) 規程5条2項一同条1項の適用除外（2項）

ア 適用除外の趣旨（1号）

イ 規程5条2項3号の公益上の必要の例（2号）

(3) 規程6条の趣旨（3項）

アンビュランスチェイサー等窮状に乗じて事件をあさるという印象が強く、不快感を与えるものであって、規程3条7号に違反する。

(4) 特定の事件の勧誘広告と一般的な広告とを区別する基準（4項）

ア 規程6条の「特定の事件」及び「勧誘広告」の意義（1号）

イ 特定の事件の勧誘広告に該当する判断基準

ウ 航空機の墜落事故における該当例

エ 65歳以上の人を対象とする遺言書作成勧誘広告についての非該当例

オ 特定の多重債務者を対象として行う場合の該当例

(5) 郵便等直接到達する方法の具体例（5項）

ア 該当例（1号ア・イ）

イ 不特定多数の人々を対象とした広告方法の非該当性（2号）

(6) 公益上の必要について（6項）

ア 除外とした趣旨（1号）

イ 弁護士会の判断基準（2号）

ウ 弁護士会の承認方法（3号）

6 「第6 規程第7 条の規定による有価物等供与の禁止」について

規程7条は、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与しての広告を禁止する。

指針が定めるのは、次のとおりである。

(1) 規程7条の趣旨（1項）

弁護士等の品位を損ね、規程3条7号に違反する。

- (2) 社会的儀礼の範囲内の有価物等の供与 (2項)
社会的儀礼の範囲内であるか否かは、総合的に判断する。
- (3) 有価物等の供与に該当しない例 (3項)

7 「第7 規程第8条の規定による第三者の抵触行為に対する協力禁止」について

規程8条は、第三者が弁護士等の業務に関して規程に抵触する情報の伝達又は表示行為を行う場合の当該行為への金銭その他の利益の供与又は協力を禁止する。

指針が定めるのは、次のとおりである。

- (1) 規程8条の趣旨 (1項)
弁護士等が自ら行うことと同視し得るため。
- (2) 第三者が行う規程に抵触する情報の伝達又は表示行為の例 (2項)
- (3) 規程8条が禁止する行為 (3項)
金銭その他の利益を供与し、又はこれに協力することであって、協力の方法に限定はない。
- (4) 金銭その他の利益の供与 (4項)
「金銭その他の利益の供与」の意義
- (5) 協力 (5項)
「協力」の意義

8 「第8 規程第9条から第11条までに規定する広告についての責任」について

- (1) 規程9条—広告をした弁護士等の名称の表示 (1項)

規程9条は、広告中に氏名及び所属弁護士会を表示する義務 (同条1項) 及び共同広告の場合は代表者一名のそれらで足りる旨 (2項) を定める。

指針が定めるのは、次のとおりである。なお、アからウまでは旧指針と同様であり、エからキまで

は指針において新設された。

- ア 規程9条1項の趣旨 (1号)
当該広告の責任の所在を明確にするため。
- イ 所属弁護士会の表示 (2号)
所属弁護士会の表示の趣旨
- ウ 規程9条2項の趣旨 (3号)
場合によっては不可能を強いることになること、責任者1名が表示されていれば足りること等
- エ 責任者1名の表示 (4号)
弁護士及び弁護士法人の共同広告の場合、当該弁護士又は弁護士法人のうち1名又は1法人の氏名又は名称及び所属弁護士会を表示することをもって足りる。
- オ 社員の氏名の表示 (5号)
弁護士法人が表示される場合、社員の氏名を表示することを要しない。
- カ 弁護士法人の表示における事務所の表示 (6号)
主たる法律事務所に関する広告のみする場合に、従たる法律事務所の名称及び所属弁護士会を表示することは、規程9条違反ではないが、誤導又は誤認のおそれのある広告に該当する場合には、規程3条3号に違反する。
- キ ホームページにおけるバナー広告における氏名及び所属弁護士会の表示 (7号)
バナー広告からアクセスし、必ず表示されるページにおいて氏名及び所属弁護士会が表示されれば足りる。
- (2) 規程9条の2—通信手段により受任する場合の広告記載事項 (2項)

規程9条の2は、電話、電子メールその他の通信手段により法律事務を受任する場合について広告をするときの次の事項の表示義務を定める。

- ① 受任する法律事務の表示及び範囲
- ② 報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期
- ③ 委任契約が委任事務の終了に至るまで解除ができる旨及び委任契約が途中で終了した場合の清算方法

指針が定めるのは、次のとおりである。なお、規程9条の2は、特定商取引に関する法律の改正に伴い、2008年日弁連臨時総会により新設されたものであり、旧指針では対応していなかったことから、指針においても新設された。

ア 規程9条の2の趣旨（1号）

特定商取引に関する法律が弁護士業務を適用除外としている趣旨に鑑み、同様の表示義務を置くこととし、ただし、クーリングオフについて適用することは適当ではないため、必要な範囲での表示義務とした。

イ 各号の表示の例（2号）

(3) 規程10条—広告であることの表示（3項）

規程10条は、郵便又はこれに準ずる方法により面識のない者に対し直接配布する広告物について、封筒の外側等に広告であることの表示義務を定める。

指針が定めるのは、次のとおりである。

ア 趣旨（1号）

外見から広告物であることがわかるようにするため。

イ 広告であることの表示の方法（2号）

ウ 暑中見舞い及び年賀状について

広告に該当するおそれが高いことに注意。

(4) 規程11条—広告の記録を保存する責任（4項）

規程11条は、広告物又はその記録及び広告方法に関する記録並びに規程4条2号から4号までの同意を証する書面について、広告終了時から3年

間の保存義務を定める。

指針が定めるのは、次のとおりである。

ア 趣旨（1号）

規程12条1項により弁護士会から提出を求められたときに応じられるようにするため。

イ 広告物の保存の要領（2号）

原則として現物そのものを、指針が定める具体的な要領に従い保存すること

ウ 広告方法の記録の要領（3号）

指針が定める具体的な要領に従い記録すること

エ インターネットのホームページを利用した広告の保存又は記録（4号）

指針が定める具体的な要領に従い保存すること

オ 暑中見舞い及び年賀状について

広告と認められる場合等を除き、保存することを要しない。

9 「第9 規程第12条の違反行為の排除等」について

規程12条は、広告に関する調査、措置等に関し、次の事項を定める。

- ① 弁護士会の所属弁護士に対する記録提出請求等の広告に関する調査権限（規程12条1項）
- ② 弁護士の①の調査に対する協力義務（規程12条2項）
- ③ 規程3条1号に該当する疑いがあるときにおける弁護士会の所属弁護士に対する事実合致していることの証明請求権限及びその証明ができなかったときに同号に該当するとみなす権限（規程12条3項）
- ④ 弁護士会の違反行為の中止等の命令又は再発防止措置に関する権限及び義務並びに弁明の機会の付与の義務（規程12条5項）

- ⑤ 弁護士会の弁護士等が命令等に従わない場合等の公表に関する権限（規程12条6項）
- ⑥ 弁護士会の他の弁護士会に所属する弁護士に規程違反事由があると思料するときの当該他の弁護士会に対する通知の権限及び当該他の弁護士会の報告義務（規程12条7項）
- ⑦ 日本弁護士連合会及び弁護士会の相互協力義務
- 指針が定めるのは次のとおりである。
- (1) 規程12条の趣旨等（1項）
- (2) 規程12条1項及び2項—弁護士会の調査権及び弁護士等の調査協力義務（2項）
- ア 弁護士会の調査権（1号）
調査権の内容及び方法について定める。
- イ 弁護士等の調査協力義務（2号）
- ウ 弁護士会による任意の調査（3号）
弁護士等以外の者に対しても照会等を行うことができるが、あくまでも任意の協力の下に行われることに十分留意しなければならない。
- (3) 規程12条3項及び4項—弁護士等の証明責任（3項）
- ア 広告の真実性の確保（1号）
広告の真実性を確保することは弁護士の義務であること。なお、旧指針では「努める」とされていたが、指針で改められた。
- イ 証明責任（2号）
広告が事実と合致しているかどうかの証明責任は、当該広告をした弁護士が負担する。
- ウ 証明できないとき（3号）
弁護士会は、当該広告が規程3条1号に該当するものとみなすことができるが、懲戒の手続等において直ちにみなし得るものではないことに留意しなければならない。
- (4) 規程12条5項—違反行為に対する措置（4項）
- ア 違反行為に対する各措置の意義（1号）
「違反行為の中止の命令」、「違反行為の排除の命令」、「再発防止のための必要な措置」の意義を定める。
- イ 弁明の機会（2号）
趣旨等について定める。
- (5) 規程12条6項—違反行為に対する措置に関する公表（5項）
- ア 趣旨（1号）
違反広告による被害発生の防止を図るため。
- イ 中止若しくは排除が困難な場合（2号）、被害発生防止のため特に必要があるとき（3号）及び公表の方法（4号）
それぞれの意義を定める。
- (6) 規程12条7項—所属弁護士会以外の弁護士会による通知（6項）
- ア 趣旨（1号）
所属弁護士会の地域外において広告が行われる場合に違反広告を察知した弁護士会が当該広告を行った弁護士等の所属弁護士会に対して通知を行うことができる旨を確認したもの
- イ 通知を受けた弁護士会の報告（2号）
通知を受けた弁護士会が報告までになすべき事項を定める。
- (7) 規程12条8項—日本弁護士連合会と関係弁護士会間の協力義務（7項）
- ア 趣旨（1号）
広告は本来的に広域的に実施されることが多く、日本弁護士連合会及び弁護士会との協力体制が重要である。
- イ 関係弁護士会の相互協力義務（2号）
相互協力を行う事項の例等を定める。

弁護士業務改革委員会広告部会から

調査対象とならないための心得

弁護士業務改革委員会 副委員長 小早川 真行 (57期)

弁護士広告は、2000年に「解禁」（それまでの原則禁止を原則自由に転換）された。現行の「弁護士の業務広告に関する規程」により規律されることとなる。「弁護士広告——業務広告規程の解説」（商事法務研究会，2000年7月25日初版第1刷発行）に詳しい。

（禁止される広告）

第3条 弁護士は、次の広告をすることができない。

- 1 事実に合致していない広告
- 2 誤導又は誤認のおそれのある広告
- 3 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- 4 困惑させ、又は過度な不安をあおる広告
- 5 特定の弁護士若しくは外国法事務弁護士又は法律事務所若しくは外国法事務弁護士事務所と比較した広告
- 6 法令又は本会若しくは所属弁護士会の会則及び会規に違反する広告
- 7 弁護士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

（表示できない広告事項）

第4条 弁護士は、次の事項を表示した広告をすることができない。

- 1 訴訟の勝訴率
- 2 顧問先又は依頼者。ただし、顧問先又は依頼者の書面による同意がある場合を除く。
- 3 受任中の事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び依頼者が特定されずかつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。
- 4 過去に取扱い又は関与した事件。ただし、

依頼者の書面による同意がある場合及び広く一般に知られている事件又は依頼者が特定されない場合で、かつ依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。

（広告をした弁護士の表示）

第9条 弁護士は、広告中にその氏名（職務上の氏名を使用している者については職務上の氏名、弁護士法人についてはその名称及び主たる法律事務所の名称又は従たる法律事務所があるときはその名称。以下同じ。）及び所属**弁護士会**（弁護士法人が複数の弁護士会に所属するときは、主たる法律事務所の所在する地域の所属弁護士会又は広告中に法律事務所の表示があるときはその所在する地域の所属弁護士会を表示することをもって足りる。）を表示しなければならない。

2 弁護士が共同して広告をするときは、代表する者1名の氏名及びその所属弁護士会を表示することをもって足りる。

その他：複数名称の禁止（法律事務所等の名称等に関する規程）

違反事例

●初歩的なもの

所属弁護士会の不記載。氏名をフルネームで記載していない（代表弁護士のものでよいのだが、それもない）。

●よくあるもの

債務整理系の広告で、取扱事例としての記載内容が、匿名化されているのはよいとしても、他の事務所の広告と全く同じであるもの。当然、一つを除い

て（全て？）実際にその事務所で取り扱った事案ではなく、事実と異なる内容である。また、過払金を必ず全額獲得できるとか、取立てを必ず止められるような記載も、実際はそうではないので、誇大又は過度な期待を抱かせることとなる。特に多重債務系の広告では表記を簡略化し過ぎないように要注意。24時間対応というのも、具体的にどうすることをもって対応と言っているのか。

トラブル事例

悪徳業者としてその会社の具体名を挙げて「被害金を取り戻します」と広告するも、実際には調査すらしない。

悪徳商法をやっている会社が弁護士を顧問として表示している場合、それを知って放置していた事案で過去に懲戒事例あり。

気を付けるべき点等

広告業者に下書きを作らせる、ひいては広告業者のテンプレートを用いることは、そのこと自体は広告規程に違反するものではないが、広告規程違反の事例にそのパターンがよくあるのも事実である（さらに非弁提携でもある事案が多くみられる）。

特に、規程3条1号の「事実不都合」、2号の「誤導・誤認」、3号の「誇大・過度」は十分に気を付

けるべきである。

「〇〇相談センター」のように、あたかも公的な又は弁護士会が運営しているかのような名称を用いることは、複数名称の禁止に抵触すると共に、誤導・誤認のおそれがある。この種の広告は多い。たとえ「〇〇相談センター □□法律事務所」と表示しても、具体的な表示態様では要するに「〇〇相談センター」で「誤導誤認」させたいのは明白である。なぜ法律事務所名だけではないのか、その心底は明らかであるが、この種の表示はコンサルティング会社（ウェブサイト制作会社？）に丸投げで作成されるウェブサイトによく見られると感じる。そのような事務所は往々にして業務においても丸投げ、即ち非弁提携の傾向があると思われる。

「過去に取り扱った事例」や「依頼者の声」を載せる際は原則として同意が必要なので要注意。

なお、他士業との共同広告の場合、とりあえず他士業者が窓口（当面の受任者）になるが事案によって弁護士に依頼する（紹介する？）際に他士業者が紹介料の趣旨の金員を取るかのように（料金表等が）読める場合がある。これは堂々と非弁提携を表明しているに近く、広告の問題というより非弁提携の疑いが持たれる。もちろん、広告に表示しなくても非弁提携をしてはならないのは当然である。

非弁提携弁護士対策本部から

非弁提携行為と弁護士業務広告

非弁提携弁護士対策本部 副本部長 吉田 健 (26期)



1 弁護士会が大きな力を入れているのは、非弁提携の中でも多重債務処理事件の分野における提携行為である。

(1) 非弁提携が疑われる弁護士の広告の最も大きな特徴は、①月に千万円単位の多額の費用をかけることである。依頼者から得る収入の過半を広告費に費やす例は稀ではない。しかし、非弁提携関係を有していない弁護士でも多額の費用を広告にかけている場合もあり、これだけで決め手になるものではない。より顕著な特徴がある。

(2) それは、②弁護士が広告内容を監査していないことである。これは多重債務処理での非弁提携の一般的特徴の現れでもある。他の分野が違うということでは必ずしもないが、多重債務処理分野での非弁提携の多くは、非弁業者に事務所を掌握され、事務所運営・業務遂行のほぼ全部を専断されている。このため、法的に不正確だったり、断定的に記載される結果、広告を読んだ人に過度の期待を持たせるような広告が頻発することになる。

これまでの例としては、

* 司法書士が訴訟案件を全く扱えないとしたもの(訴額140万円以上の場合には該当するが140万円未満の場合には代理権がある)

* 過払い金が確実に戻るとしか読めないもの(大手の金融会社でも値切り交渉を持ち掛けられ、訴訟しても全額の回収が難しい。闇金の場合にはかなり困難になる)

* 取り立て行為が直ちに完全に止まると読めるもの(闇金などの場合、取り立てが続くことがある)などがあった。

このような広告は、それのみで直ちに非弁提携と認定されるということにはならないが、弁護士であればこのような間違いをしないと一応考えられるため、弁護士が業務を弁護士以外の者に丸投げにしている可能性が高いと疑われることになる。弁護士が非弁業者と提携関係にある場合、弁護士業務改

革委員会の広告調査部会や当本部が問題点を指摘しても、通常ホームページの書き換えにかかると予想される日時以上の期間が必要と言われることが多い。これも広告関係業務を弁護士が統括していないことの一つの結果である。

(3) このような非弁業者ないし広告業者任せのために発生するのが、③同一ないし類似広告である。全く無関係なはずの法律事務所の広告が寸分違わないものになっていて、過去の取扱事例として紹介される事件も同じというあり得ない広告が出てくる。

これに属するものとしては、

* 撮影されている異なる事務所のメンバーのうち、事務局員に複数同じ顔がある

* 使われているイラスト・写真や勧誘文言が全く同じ

* 解決例として援用されている数例の内容が、これも全く同じ

などがあった。

この現象は、同じ非弁業者が複数の法律事務所を提携し、または傘下に収めて、広告をだしていることの結果である。

2 非弁提携弁護士の広告媒体について特徴的なことは、チラシ広告が多いことである。

弁護士会が対策を取り始めた初期の段階では、非弁業者による新聞折り込み広告(債務一本化など)が圧倒的であった。当時、弁護士の業務広告はまだ解禁されておらず、非弁業者が折り込みチラシで集めた多重債務者を法律事務所に誘導し、法律事務所が紹介料を種々の名目(調査費用・広告費用・システムメンテナンス費用等)で非弁業者に払う、というビジネスが蔓延していた。

その後弁護士の業務広告が解禁になり、法律事務所が広告を出すようになり、新聞折り込みチラシはコストパフォーマンスが低いとして少なくなっていく、その代わりに週刊誌やポスティング広告などの変遷を経て、現在に至っている。

現在非弁提携を疑われている弁護士の広告は、2種に大別される。

1つは、ホームページであるが、検索順位を上げるための費用と称して請求される広告料が極めて多額になる。その内訳が気になるところであるが、弁護士は把握していない。以前には来客数での請求の例もあったが、周旋料の疑いが高いということを懸念されて最近は見なくなり、計算根拠の多くは不明のままである。非弁提携弁護士は業務内容を合理的にする努力を自ら行うことはなく、自分の収入が一定程度確保されればそれで満足するという姿勢が強く、広告料について業者の言うがままの状態になっているのが現実である。

もう1つは、人口10万人以下くらいの地方都市で、弁護士による法的サービスが比較的手薄だった地域での、新聞折り込み広告で宣伝して相談会を開催するというビジネスで、この折り込み広告も多額であり、1枚当たりの単価は、東京で同種広告をする場合の1.5倍以上になっている。しかしこの方式においても弁護士にコスト意識が希薄なことから、業者の多額の請求がまかり通っている。このビジネス自体に疑問を呈されることが多いが、相談会には実際に弁護士が行っており、日弁連の指針に明らかに反する業務が行われているという形跡はない。従ってこのような業態自体を非弁提携行為とみなしているものではない。

3 非弁提携による業務は、弁護士に一定のレベルの収入をもたらすが、圧倒的に多額の収入を非弁業者に与えている。ほとんどの場合弁護士は事務所に数時間いるだけであって、実際の業務は非弁業者やそれが送り込んだ者によって遂行される。非弁提携は弁護士の職域の問題であるばかりでなく、弁護士が提供すべき本来の法律業務を汚すものになっている。そして以上述べたような広告が、それに利用されているのである。

4 非弁提携に陥らないための最低2つのポイント

(1) 非弁提携の勧誘では、弁護士は勧誘されている

業務分野には不慣れな場合が多い。多発した多重債務処理分野でも、勧誘された弁護士はその業務の経験がない者がほとんどであった。現在、詐欺商法からの救済などで新たな非弁提携の勧誘が始まっているが、全く何の経験もなかった弁護士が勧誘されている。このように未経験なために、勧誘される業務についての不安を持っている弁護士に、自分たちがノウハウを持っているとか、十分な経験があるので任せて欲しい、という趣旨のことが業者から言われる。勧誘は、病気あがりなど経済的に不安を抱えている（と業者が考えた）弁護士が多くの場合に対象とされ、このような方法で不安の解消を図ってくる。元気な状態であれば、むしろこのような勧誘には警戒をするはずであるが、不安になっている状態では、業者に乗じられてしまうことになる。

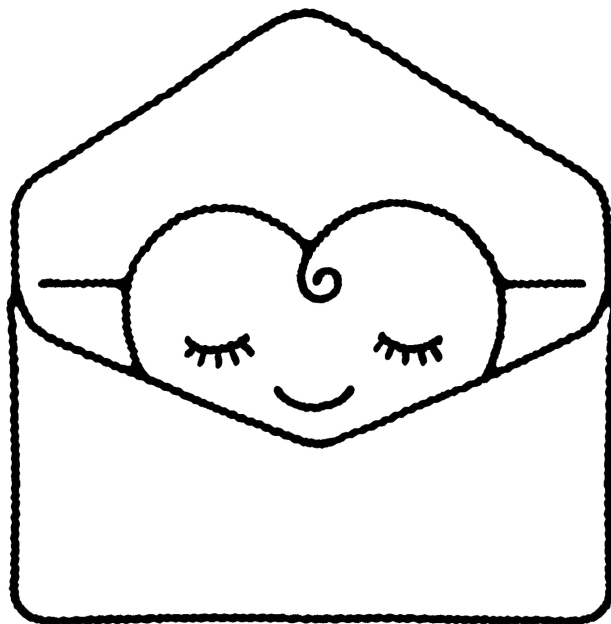
不安な状態であるからこそ、警戒心を強く持っていただかなければならない。

弁護士業務においても、おいしい話、楽しんで儲かる話は無い。

このような勧誘があり心が動くような場合でも、自分一人で決めるのではなく、必ず他の弁護士に相談をしていただきたい。相談できる弁護士の友人がいなければ、弁護士会でも相談は受け付けている。

(2) 事務所運営と業務の主導権を絶対に渡さない。これまで、受任件数や雇っている事務員の名前も把握していない非弁提携弁護士が数多くいた。(1)のような経緯で関わってしまうと、自分一人では何もできない状態になってしまい強気にはなれない、ということではあろうが、しかし、重い懲戒処分や、破産や自宅売却などの最悪の事態を防ぐには、この一線を死守していただかなければならない。そしてこの一線を守っている限り、早期に業務の異常さに気付けることになり、また気付いた後の提携関係の解消も困難ではない。

弁護士になったときの初心と、弁護士の誇りを失わないで欲しい。

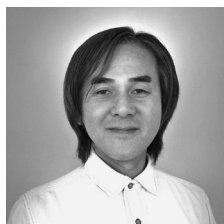


はじめに

私たちは、広告の制作を業務としています。今回、弁護士会様、弁護士の皆様に対してメッセージを送れる場をいただきました。せっかくの機会ですので、東京弁護士会様の対外広報をより発展させるためのきっかけをつくることできれば、と考えています。2013年11月27日、東京弁護士会広報委員会様の企画・主催で、弁護士会館にて「グラフィック広告制作に関する講義」を開催させていただきました。さまざまな広告の基本ともいえる「チラシ」の制作手法についてレクチャーをいたしました。この誌面をお借りして、再度その内容の一部をお伝えします。チラシの制作方法を通し、さまざまなワザをできるだけ具体的にお話ししますので、対外広報の魅力を上げるためのヒントとしてお役立ていただけたらと思います。

「ラブレターを書くように」

～ 人を動かせる広告をつくろう ～



近藤 潤一 (こんどう・じゅんいち)
株式会社電通 第3CRプランニング局 アートディレクター



滝村 泰史 (たきむら・やすし)
株式会社電通 第3CRプランニング局 コピーライター

1 チラシの運命

私たちは、生活のいたるところで広告チラシを目にします。

ポストに投函され、街中で手渡され、建物の受付近くに並べられているチラシ。私たちはその告知物に、どれだけ興味を抱いているでしょうか。それをどれだけ読もうとしているでしょうか。

チラシは、常に見過ごされています。人びとに伝えたい情報をたくさん詰め込みながらも、多くの人に無視され、捨てられています。

新聞や雑誌、小説本などと違って、チラシは、人びとが積極的に「読もう」とするものではありません。人びとの前にいきなり現れ、人びとはそれを受け身な態度で仕方なく読むもの。つまり「読まれるもの」なのです。

人びとが、目の前に現れたチラシに目を通すか通さないか判断するのに要する時間は1～2秒であると言われます。つまり、それがチラシにとって「勝負の時間」となり、そこで「寿命」の終わるチラシも多いわけです。

悲しい宿命を背負ったチラシですが、しかし、時代がどんなに変わってもそれは消えることはありません。

なぜなら、僅かな一部の人びとがそれに目を通し、その内容に影響を受け、行動し、その結果、世の中が動いているからです。

もし、あなたが、チラシをつくらなければならない立場に立ったとしたら、どうしますか。興味を持たない不特定多数の人びとを、どうやって振り向かせ、どうやって情報を伝え、どうやって行動に導くでしょうか。

弁護士のみなさんは、かつては公に向かって発信する機会が少なかったと伺っています。しかし、時代が変わり、飛び交う情報の量が加速度的に増える

中で、人びとに積極的に情報を発信し、次の行動に結びつけるようにすることは、最も必要とされていることではないかと私たちは考えます。

では、「1～2秒の勝負」に勝ち、人びとを動かすために、どのような工夫をすればよいのでしょうか。

広告の制作を生業としている私たちが、業務の中で身につけてきた基本的な考え方の一部をご紹介します。

2 伝わるチラシをつくるために

(1) チラシを見る人の目線・気持ちになって制作する。

チラシは、必ず目を通さなければならない事務的な書類ではありません。チラシを出す側がどんなに伝えたい情報をもっていたとしても、見る人は、それに目を通さなくてもよく、興味がなければ捨てることもできます。

そんな立場のチラシに求められるのは、見ようとさせる魅力です。

それは、見る人の目線・気持ちになってつくられたものでなくてはなりません。チラシを制作する中で最も大切なことは、文章力やデザイン力ではなく、見る人の目線・気持ちになって考える「想像力」なのです。

(2) チラシは読む人に次のアクションを起こさせるための「扉」。

チラシを出す側は、そこにできるだけ多くの情報を詰め込み、伝えようとしがちです。

しかし、限られたスペースに情報を詰め込むのは、読む人に拒絶反応を起こさせてしまいます。

いまは、検索の時代です。読む人に「さらにくわしい情報を知りたい」と思わせれば、成功といえます。「伝えたいことをすべて伝える」というのは、チラシ本来の目的ではないのです。

チラシは、読む人に**次のアクションを起こさせるための「扉」**と考えましょう。

(3) 情報を2種類に整理する。

効果的なチラシを制作するために、伝える内容を大きく2つに整理しましょう。

①「興味喚起のための情報」

②「簡潔な内容説明と次のアクションへ誘導する情報」

①は、キャッチコピーや、イベントタイトル、メインビジュアルなど、チラシに注目してもらうための「きっかけ」となる情報です。

②は、内容説明のコピー、問い合わせの電話番号、URL、イベントの日時、場所、地図、申し込みスペースなど、「次のアクションを起こさせる」ための情報です。

この2種類の情報が、バランスよく、わかりやすく配置されたチラシは、高い到達率を得ることができます。

(4) 興味喚起。理想は

「ワンコピー＋ワンビジュアル」で。

①の「興味喚起のための情報」ですが、その理想は、「ワンコピー＋ワンビジュアル」です。

人は、瞬時に多くの対象に興味を持つことができません。

対象が増えれば増えるほど、個々の印象は薄れ、結果として全体の印象も薄れて、記憶にとどめ難くなります。

「勝負の時間」が1～2秒しかないチラシにとって、大切なのは、可能な限り情報量をしぼることです。

伝えたい情報の中から、もっとも優先したい内容を選び抜く必要があります。そして、それを「できるだけ短い言葉」と「伝えたいことが明解なビジュアル」で表現します。

(5) 見る人の目線の流れを止めない。

「1～2秒の勝負」で、見る人の興味喚起ができたら、そこで目線の流れを止めさせない工夫が必要となります。「簡潔な内容説明」から「次のアクションへ誘導する情報」へと、自然につながるように、情報の配置を考慮します。

1枚の紙面のどこから見始めるか、次にどこに目を移すか、さらにその次は…、というように、流れの道筋が明解なチラシは、内容を記憶にとどめ易く、同時に次のアクションへつながる確率を高めます。このあたりのことは、次の項で、より具体的にご説明します。

3 伝わるチラシをつくる、9のワザ

(1) いちばん大切な情報は大胆に大きくする。

チラシと一般の書類の間には、大きく異なる点があります。一般書類では、情報の優先順位が明確でないことも多いのですが、チラシの場合、その紙面の中にわかりやすく優先順位を示すことが必要です。

「1～2秒の勝負」に勝つためには、その構成方法はどうしても必要とされるのです。

チラシに載せる情報のうち、最も訴えたい情報1つを思い切って大きくすることで、優先順位をク

リアにし、同時に注目率を上げることができます。それは、わかりやすく短い言葉であるほど効果があります。

密度が均等な情報は、人々の目に留まりにくく、記憶にも残りません。情報の表記に、思い切ったメリハリをつけましょう。

(2) 情報は少なめに。周りには隙間を作る。

チラシをつくる場合、よくあるのが、考えれば考えるほど「あれも言いたい。これも言いたい」と情報量が増えていくパターンです。思い入れの強い人ほど、「たくさんの情報を伝え、深く記憶に刻みたい」と考えがちになります。

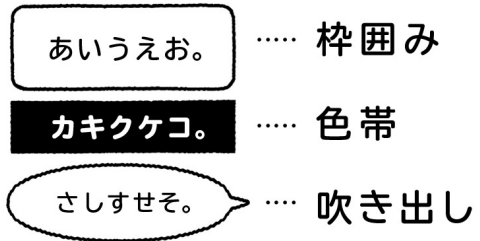
しかし、心を鬼にして、その情報を削ってみてください。本当に伝えたいことは何なのかを探り出し、それを可能な限り短くわかりやすく表現してみてください。その度合いが高められるほど、広告は魅力を増し、その情報は忘れにくいものに変わっていきます。

また、主張すべき情報は、「飾り立てる」よりも「周辺に隙間を作り、浮き彫りにさせる」方が目立ちます。伝えたい情報であればあるほど、量を削り、周りの隙間をより大きく確保するようにしましょう。

これはボディコピー（説明の文章）のように、数行にわたる文章をレイアウトする時にも応用できる考え方です。

文章の文字量を減らし、行間にほど良い隙間を空けると、興味のない人にも「読んでみよう」という気持ちを起こさせることができます。

効率的に隙間をつくるために、「枠囲み」や「色帯」、漫画で用いる「吹き出し」なども活用できます。ただ、これも使いすぎると全体を飾り立てすぎることになり、逆効果を招くこともあります。数を抑えて使用しましょう。



真剣にダイエットに努めている人は、いきなり目の前に大量のケーキが現れても、ある程度は我慢できるそうです。しかし、大きな皿にひと口分のケーキが現れた時には、決意が揺らぎ、我慢ができなくなると言われています。

この「少ないものに食いつこうとする心理」は、広告の制作にも活かされます。シンプルな紙面の上に載っているシンプルな情報に対して、人は無意識のうちに興味をそそられ、「読んでみよう」という気分になせられるのです。

(3) 目線の流れを考慮した配置に。

情報を削ろうという努力をしても、最終的には紙面の中に複数の情報を配置していくことになるでしょう。

しかし、ある程度情報が増えても、それをどのような順番で目にしてもらおうかについての計算ができていれば、見る人に飽きられることなく記憶にとどめてもらうことができます。紙面上に「目線の流れ」をつくることで、一度食いついた目線を最後まで捕まえ続けることができるのです。

目線の流れを考える上で、「まずどこから見始めるか」を想定しておく必要があります。これは、人間がもっている「くせ」を活用すると効果的です。

人は、1枚の紙を見ると、まず、そこに書かれている文章がタテ書きかヨコ書きかを判断します。ヨコ書きの場合、人は紙面の「上1/3の左寄り」に目をやり、タテ書きの場合、紙面の「上1/3の

右寄り」に目をやる傾向があります。また、紙面の中に人や動物の顔や目がある場合は、まずそこに着目すると言われています。



この見始めるポイントに「興味喚起のための情報」(キャッチコピー、アイコン、ビジュアルなど)を置き、流れを想定しながら「簡潔な内容説明」に目を移させ、最後に「次のアクションへ誘導する情報」へと導いていきます。流れはできる限り分岐をなくし、一筆書きのようなラインを描かせることが理想です。

(4) 書体はたくさん使わない。

書体はそのチラシの性格をつくります。

カチッとした印象。柔らかな印象。楽しげな印象など。

一枚の紙面の中に多くの書体が使用されていると、性格が定まらず、雑多で印象の薄い表現になりがちです。

パソコンの中にはさまざまな書体が入り込められていますが、「あれもこれも」と欲張って使用するのは避け、可能な限り1~2個の書体にしぼることで、

そのチラシの性格が定まり、存在感を上げることができます。

書体の中には、同じ書体の太さを変えた「ファミリー」と呼ばれる別書体がセットになっていることがあります。一枚の広告の中で、文字の強調の度合いを変える必要があるれば、このファミリーから選んで使用されることをお勧めします。文字の太さは違っても、紙面全体の性格は、ばらつかずにまとまりのある表現がつけれます。

明朝系字体
ファミリーの例

あああああ

ゴシック系字体
ファミリーの例

あああああ

また、小さく使用する文字ほど細めのファミリーを使い、大きく使用する文字ほど太めのファミリーを使うと、視認性と表現のインパクトを効率よく上げることができます。

(5) 読む人をイメージして文体を書き分ける。

広告は、不特定多数のターゲットに向けられた情報発信ツールです。老若男女、さまざまな人が目を通すという点で、手紙やメールなどとは異なる性格を持っています。

広告をつくる際、制作者は、さまざまなターゲットに到達するような表現を考えようと悩みがちになります。

しかし、多くの広告表現を手掛けてきた私たちの経験をもとにお話すると、表現を考える際には、「不特定多数のターゲット」ではなく、あえて「1人の人」に対してメッセージするつもりで制作する方が、より説得力が高く、かつ目立つ広告をつくり上げることができます。

「広く浅く」ではなく、「狭く深く」なのです。

ここで、注意しなければならないのが、その「1人の人」に対して、どのような表現を打ち出して行くべきか、ということです。

例えば、その表現素材の重要な要素として「文体」があります。

文体には、伝わるイメージの違いで、さまざまな書き分けが可能です。ここでは、代表的な3通りの文体をご紹介します。以下の3通りの書き方は、どれも同じことを伝えています。同じ内容でも、ターゲットの想定次第で伝わる雰囲気が変わることを確かめてください。

例文1 「事実ベースの硬い文体」

K国の内戦から半年。いまだ現地は混乱状態にある。特に食糧確保の問題は深刻で、栄養失調で命を落とす乳幼児が、先月だけで3千人を超えている。現在50人の職員が現地に入り、実態を調査中。子どもたちを救うには、一刻の猶予も許されない。

例文2 「思いをこめた情熱的な文体」

K国の村に足を踏み入れて、私たちは言葉を失った。あちこちで、子どもたちが横たわり、命の灯を消そうとしている。この惨状を、黙って見過ごせるだろうか。いまこそ、子どもを救うために行動を起こそう！

例文3 「小学生にもわかる親しみやすい文体」

K国がいま、たいへんなことになっています。おとなたちが起こしたせんそうのせいで、1日に何人ものこどもたちが、たべものがなくて、いのちをおとしているのです。みんなで、このことについて、話しあってみませんか。

弁護士会の中でも、例えば「小中学生向け」の

告知など、読んでくれるターゲットが明らかに違う場合には、書き分けについて考えていただくとよいかと思います。

(6) 「紙の色は白」と決めつけない。

チラシは、通常書類ではないので、地色（紙の色）や文字色も自由に考えましょう。色彩も「1～2秒の勝負」に勝つための強力な武器になります。

ただし、カラフルに目立たせようとして、色彩を多用し、すべての色を均等に使うと、紙面に收拾がつかなくなり、視点の定まりにくいチラシになってしまいます。

特定の色をメインカラーとすると、紙面にまとまりが付き、かつ目立つ広告に仕上げることができず。使う色は、メインカラーを含め、多くても3色を目安にするのが理想です。

美術書を扱う書店には、デザイン書籍として「色彩事典」のような参考本が売られています。効果的で、テーマに合った美しい色の組み合わせ方のヒントを与えてくれます。もし、色づかいで迷ったら、このような資料も覗いてみてください。

では、色が使えない単色のチラシの場合、どのようにして目立たせればよいのでしょうか。いくつかの方法がありますので、以下に記します。

ア 文字の大小に、思いきり差をつける。

イ 文字数を減らし、隙間を多めにとった構成にする。

ウ 枠線や吹き出しを使い、内容を整理して見られるようにする。

エ グレーや黒を下地として文字を重ねる。地色が濃い部分は文字を白ぬきにする。

オ シンボリックな図形や写真を中心に置く。

- カ 下地に写真を薄く敷き、その上に構成する。
- キ 紙面を漫画のようにコマ割りにして構成する。
- ク 書道のように筆文字を核として構成する。
- ケ 墨インクではなく赤や青、茶色など、色付きの単色で印刷する。

カラー印刷が普及するまでは、広告も墨1色で構成されるのが普通でした。現在でも新聞や雑誌、漫画などでは部分的に単色で印刷されています。単色でも、構成にメリハリをつけ、わかりやすい構造をつくり出せば、十分に魅力のある広告に仕上げられます。

(7) 写真やイラストがあると、文章だけよりわかりやすい。

ビジュアルには、瞬時に情報を伝達でき、興味喚起度を上げる力があります。文章だけで構成されたチラシも、もちろん一定の役割は果たしますが、ビジュアルが入ると、何をテーマにした広告なのか、直感的にわかるようになります。「1~2秒」で勝負が決まるチラシにとって、この力は大きなものです。

では、ビジュアルを使用したい場合、その素材をどこから入手すればよいのでしょうか。制作者が、カメラマンやイラストレーターであれば、自分でビジュアルをつくることもできますが、なかなかそうもいかないでしょう。

近年、パソコンで広告等を制作するようになってから、ウェブサイトや電器店などで安価にビジュアル素材を購入できるようになりました。無料の素材も多くあります。

ネット上で、「**著作権フリーイラスト・写真**」「**ロイヤリティフリーイラスト・写真**」「**フリー素材イラスト・写真**」などのワードを検索してみてください。

すぐに使用できるさまざまなビジュアル素材を管理しているサイトにアクセスできます。

それぞれのサイトには、多くのビジュアル素材がストックされていて、その中から適宜、素材をダウンロードできます。ただし、サイトによって使用規定が異なり、条件によっては有料であったり、使用できなかったりなどの制約がありますので、注意が必要です。

また、電器店のパソコンソフトを扱うコーナーなどでも、多くの素材をCD-ROMの形で購入することができます。こちらは有料になりますが、ウェブサイトから得られるビジュアル素材よりも、質の高いデータを入手できます。

これらのビジュアル素材は、イラスト、CG、写真、地紋、アイコン、漫画などがあり、くだけたものからアーティスティックなものまで豊富な種類があります。

しかし、この中から、想定しているビジュアルとぴったり合った素材を見つけ出すのは、正直、苦労します。

初めから使用するビジュアルを決めつけず、多くのビジュアルを俯瞰して眺める中から、近いものを選んで行くというやり方が効率的かもしれません。意外で効果的なモチーフとの組み合わせが見つかることもあります。

(8) イラストには嫌なことを連想させない効果がある。

ビジュアル素材として写真を用いている広告を多く見かけます。写真は、リアリティ、インパクト、わかりやすさ、信頼感などを伝えるのにたいへん適した素材です。

しかし、写真の使用が必ずしも適していない広告テーマもあります。写真の持つリアリティやインパ

クトが「生っぽさ」「残酷さ」「辛辣さ」などを感じさせ、目をそむけたくくなるような印象を与えてしまう場合があるからです。

しかし、この同じモチーフがイラストに変わると、人の感じ方も変わります。

イラストのもつ「現実感を薄めたソフトなイメージ」や「可愛らしさ」「お気楽さ」などが、特殊なフィルターとなって、「生っぽさ」「残酷さ」「辛辣さ」などを薄めるからです。政治風刺漫画に登場するキャラクターがいかに辛辣なことを言っても、辛辣に感じられず、むしろ注目率が上がるように、イラストには、イラストにしかない特殊な効果があります。この効果により、興味のなかったターゲットに興味を持ってもらえる可能性も生まれます。

この「嫌なことを連想させない」という効果は、弁護士の皆様が扱う深刻なモチーフを表現する際にも役立つのではないのでしょうか。例えば、犯罪に関わるシンポジウムの告知などには、適切な表現方法となるかも知れません。

ここで用いるイラストも、先述の著作権フリーイラストなどの中から探すことができます。

(9) わかりやすいビジュアルを使おう。

制作に用いるビジュアルは、できるだけ「伝えたい内容が1つに絞られたビジュアル」を使いましょう。

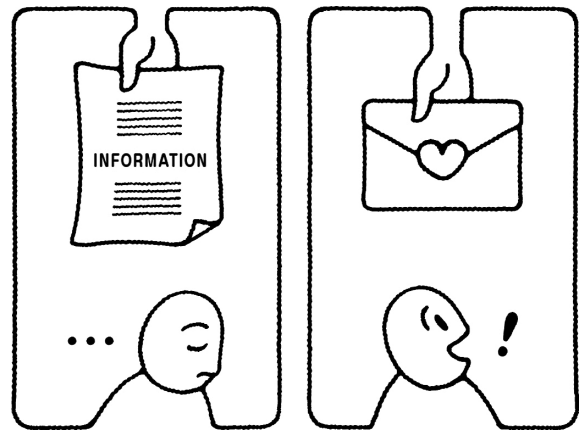
与えられたスペースの中にたくさんのモチーフが散りばめられると、華やかさや楽しさが増しますが、同時に、一つ一つの印象を弱めるというデメリットも生まれます。

サイズの大きくないチラシにとって、理想的な戦い方は「一点突破型」です。インパクトを上げるために、ビジュアルは可能な限りモチーフを1つに絞り、わかりやすさを追求しましょう。これも「1～2秒の勝負」に勝つための秘訣です。

…おわりに…

ラブレターを書くように。

日常生活の中で、つい忘れがちなことですが、自分が「伝えたいこと」と、相手に「伝わること」は必ずしもイコールではありません。チラシを制作する上でも、それは忘れてはいけない重要なポイントになります。



その2つをイコールに近づけるためには、相手の立場、相手の気持ちになって伝える必要があります。情報発信側の一方的な独り言にならないように、情報の受け手側との対話をするような気持ちで制作することが大切です。情報を押し売りするのではなく、相手と想いを共有するような意識で作られた広告は、チラシといえども大きな効果を発揮します。

自分が「どう見せたいか」ではなく、相手から「どう見られたいか」を考えましょう。

ラブレターを書くように、心をこめてつくられたチラシは、「1～2秒の勝負」に勝利し、次のアクションへの「扉」となって、相手を動かすことができるようになるはずです。



作家

桐島 洋子 さん

今月のインタビューでは、作家・エッセイストの桐島洋子さんから、お話を伺いました。桐島さんが収集しているという、素敵な骨董品に囲まれてのインタビューとなりました。桐島さんのグローバルで波乱万丈な人生は、1回のインタビューにおさめることが残念なほど、聴きごたえがあるものでした。その人生経験に基づいた桐島さんの視点は、普段はなかなか得られない、様々な「気付き」を与えてくれました。インタビューで伺ったことは、弁護士として、1人の人間として、今後生きて行く上で重要な羅針盤となりそうです。

(聞き手・構成：町田弘香，鈴木啓太，柄澤愛子)

— 学校を出られた後、文藝春秋社に入社されたということですが、出版社への就職のきっかけはなんでしょうか。

子どもの頃からの憧れでした。戦後の窮乏期で、まだ本も少なかったけど、実家の蔵に戦前の本や雑誌が山のようにあって、それらを小学生の頃から読みふけていたんですね。なかでも『文春』を愛読したので、いつの日か文春の編集者になりたいと思ったのです。それで自分で『子ども春秋』という雑誌を創刊しましてね。もちろん本当に雑誌を作る筈はないけれど、自分を編集長に任命し毎月一人で編集会議をしては目次だけ作るわけ。今月はグラビアは誰にしようとか、巻頭随筆は誰に書かせようとか考えては楽しんでいる変わった子どもでした。

— 文藝春秋社では、ずっと編集の仕事がされていたのでしょうか。

高卒の女の子が最初から編集者になれる筈はなく、受付や庶務係ですよ。出版社には毎日山のような手紙が来るけれど、編集者は面倒くさがつて、私みたいな雑用係に押しつける。

でも私は筆マメだから、そういう手紙の返事をきちんと書きました。それがとても評判がよくて。私が物

書きになって名前が出た頃、日本のあちこちから手紙が来て、かつて文藝春秋にお問い合わせの手紙を出したとき、懇切丁寧なお返事を桐島さんという方から頂いたんですけど、あれはもしやあなたのことでしょうか、とか。真面目に仕事しておくものだなと思いましたね。

それから、文春で文春句会というのが毎月開かれていたんですね。俳句なんて全く縁がなかったけれど、句会に出るとお弁当が出るので1食稼げるぞと食い気で出席してみたら意外に面白かったし、はじめからうまく出来て点を稼いでは賞品で実家からの独立の家財道具を揃えました。そこで、あの子はなかなか言語感覚があるなど認められたということもありますね。

それで3年ぐらいで編集局に配属になって、ここぞとばかり張り切って働いたら、どんどん文才を認められました。

— その後、働きながらお子さんを出産されましたね。

結婚退社の規定がある会社で、私は結婚なんてどうでもよかったけれど、子どもは欲しかったので、隠し子出産作戦。

妊娠中は、常にもましてしゃきしゃき働き、服装や

動作にも工夫を凝らしました。その頃、お転婆で、乗馬とスキダイビングとグライダーに凝っていたんです。妊娠中は流石に控えたけれど、乗馬道具を持って出勤して、今日は、軽井沢で乗馬なんです、とかデモンストレーションをしたから、そんな女の子のお腹が大きいなんて誰も思わないでしょう。

ということで疑われもせずに着々とお腹が大きくなって、最後の2カ月間だけはいくら何でも隠せないで、急性腎炎の転地療養と称して二宮（神奈川県）の海岸に家を借り、朝夕泳ぎながら素晴らしい夏休みを愉しみ、出産一週間後には子どもを人に託して出勤し、仕事に復帰しました。

あんまりうまくいったのでいい気になって翌年また1人つくっちゃって。8カ月まで隠して働くということは前回同様うまくいったんだけど、最後の2カ月をどう休むか。2年続けて腎臓病というわけにもいかないので、何かいい方法はないかなと。

海外渡航が自由化されたばかりで、早く海外に行きたいと地団駄ふんでいるときだったので、子どもを産むので2カ月ずる休みをするんだったら、その2カ月を利用して海外旅行もしてきちゃえば一挙両得だと思って。しかも船の上で子どもを産むと出産費用はただだという噂を聞いて、これだと思って、船の上で産むことに決定し、シベリア経由でヨーロッパに出て、汽車で北欧、イタリア、フランスなどを巡って、マルセイユからフランス客船に乗り込みました。

—なるほど（笑）。

歓迎パーティーのとき、船医さんに「実はお腹が大きいのです」と挨拶したら「船の医者というのは、腹痛と性病と風邪の手当てぐらいが仕事で、妊婦なんて学校を出てから30年間会ったことがない」と震え上がっていました。私が上陸のたびに、はりきってラクダで砂漠をかけまわったり、ピラミッドに登ったりするものだから、毎日心配でオロオロしっぱなし。こちらは一ヶ月の航海をすっかり愉しみ、最後の香港を出発したのが予定日の3日前。もう生まれてくれな

いと日本に着いてしまうので焦りまくり、飛び跳ねたりしてお腹をゆすり、赤ん坊をせき立てました。航海最後の日、やっと陣痛が始まったけど何食わぬ顔でクリスマスイブのパーティーに。明け方に医者に電話をしたら、目やにだらけの顔で吹っ飛んできて、周章狼狽というのはこのことかというパニック状態。私が「すべての症状は正常ですから、どうぞ気をお確かにお持ちください」と叱咤激励したらやっと気をとりなおし、看護婦さんと呼ばひに飛び出して行って、帰ってくるのを待たずに赤ん坊が飛び出してきちゃったの。ああ、女の子だなど思っているところにお医者さんが戻ってきたので、おかげさまで無事に生まれました、後始末をお願いいたします、とお渡ししてめでたしめでたし。

—すごいですね（笑）。

野蛮な人なんですよ、私って（笑）。

—その後、ベトナムで従軍記者をなさっていますね。

結局、文春を辞めたあと、何かしなきゃと思っていたときに、子どもたちの父親だったアメリカ人の彼が、ベトナム行きの貨物船の船長になったので、私も同行。折しもベトナム戦争たけなわで、そうしたら、私が文春時代に仲よくしていた外人記者が従軍記者になっていて、あちこちで会うので、そうだ、私もこの際、従軍記者になろうと思ったんです。

私が軍の司令部に挨拶に行ったら、女の記者なんていないからぎょっとはされるけど、でもそれ以上は何にも言わない。従軍記者証さえあれば男も女もない。女だからといって一切特別扱いはしない。「Take your own risk」、つまり自己責任だよと念を押されて勇躍戦場に乗り込んでいきました。

—従軍記者のご経験を通して、人生や考え方にどのような変化があったのでしょうか。

最前線では、塹壕に兵士たちと身を寄せ合って弾を避ける命がけの毎日です。アメリカの田舎から来た

貧しく純真な若い兵士が、「僕は貧しくて大学に行けなかったけど、兵役が終わると奨学金をもらえて学校へ行けるかもしれないから、僕は絶対医者になってベトナムの傷ついた子どもを治しに戻ってきてやりたい」といった夢を語り合う。

語った翌日には、手足や頭を飛ばされたりして死体になって、転がっているわけですよ。私はすでに子どもを産んで生命の再生産を果たしていたけれど、その若者たちは、まだ人生の門口に立ったばかりで、人生何もしないうちに理不尽に命をもぎとられていく。

それを毎日見ていたから、以来私はサバイバーズギルト、つまり生き残った者の罪悪感を負って生きています。私も俗物だから、お金も名誉も欲しいけれども、ある程度満たされると、これ以上欲張ったら罰が当たる、あそこで無念の死をとげたあの若者たちに申し訳ないという思いが私を後ろに引っ張るわけですよ。

——昭和43年に渡米されて、最初のエッセイの『淋しいアメリカ人』で大宅壮一ノンフィクション賞を受賞されました。アメリカの印象というのは、どのようなものだったのでしょうか。

物質的に豊かではあったけど、それが必ずしも人間を豊かにしないということを、まざまざと見せつけられる文明でしたね。私なんて、底辺に近いところにいて、人々の魂のうめきを聞くような場面が多かったから、これをちょっと何かまとめてみたいと思ってエッセイに書いたんです。

——その後、昭和51年に『聡明な女は料理がうまい』がベストセラーになりました。

本当は、愛についてという本を頼まれたのですが、その時、ものすごい失恋の直後で、愛なんて聞いただけで血が噴き出しそうだったので、それだけは勘弁してよ、代わりに料理の本はどう？料理だって愛なんだからということ提案したのです。だから、レシピブックじゃなくて、あれは人生論というか生活論ですね。それがなぜか非常に受けちゃって。

——愛情とか恋愛とかってどういうものだと思いますか。

愛というのは、独占欲とか憎しみと裏表になっていて、必ずしも美しいことばかりじゃない。いいことばかりではないでしょう。私はそれはいい加減に卒業して、コンパッション、日本語にすれば慈愛というのかな、もっとひろやかに人々を愛したいですね。

——結婚はどういう意味をもっていると、思われますか。

結婚はしても、しなくてもいいけれど、まあ古今東西世界中で採用され続けて来ただけのことはある賢く具合のいいシステムだと思います。

苦しいことは一人で耐えた方が気楽なことが多いけど、楽しいことは分かち合う相手がないとつまらない。特に子どもをつくるなら相手と喜びを共にしたいですね。結婚しなきゃという強迫観念で、できない人が不幸になったりしたりするのはばかばかしいと思いますけどね。

——『聡明な女は料理がうまい』を書かれた後、お子さんを連れて海外へ移住されました。

本のお金がちょっと入って、自分に褒美をやりたいと思ったけど、物欲に欠けるので欲しいものがない。そうだ、欲しいものは休暇だと思いついたんです。30代って疾風怒濤で本当に忙しかったから、休暇を。日本にいて、仕事はどこまでも追い掛けてくるから、外国へ行ってしまおう。ニューヨーク郊外のイーストハンプトンという世にも美しい海辺の町で一年半暮らしました。

これがすばらしかったんですよ。まず子どもたちを美しい自然の中で自立した生活者としてきたえることができた。私は日本語にうるさい人間だけど、日本でいくら言葉遣いを直そうとしても、周囲の悪い影響が強いですよ。アメリカでは私一人が相手だから、しっかり日本語の躰ができたし、英語は回りが教えてくれるからたちまちバイリンガルになりました。

瞬間に力を抜き自分を「空」にする能力は私の人生の最高の宝物、人生のいろいろな場面で私を助けてくれます。

弁護士が自然体で商売ができるのかどうか疑問だけど、極力力を抜く訓練をなさるといいと思いますよ。

桐島洋子



——波瀾万丈な人生を送られていますが、道が分かれた時の決断の指針はありますか。

私は海育ちで、海から素晴らしい贈り物を2つ貰いました。

子どもの頃から毎日海に入り、まっすぐ水平線を目指して泳ぎました。でもおぼれたって誰か助けてくれるわけじゃないから、いつも天候や体調や海の具合や、あらゆることを総合的に把握し、今日はここまでにしようとか、今日はもうちょっと行こうとか、安全と危険のぎりぎりのボーダーラインを把握する癖がついたんです。それを内なる重心と名付けているんですけどね。

もう1つは、海で泳いだら波が来ますよね。ある日、大きな波があまりにも急に近づいてきて、ああ、もうだめだ、勝手にしろとヤケッパチに身を委ねちゃった。そうしたら波が意外に優しく私を抱き上げて、抱き下ろしてくれて、そうか、逆らったり、逃げたりしないで身を任せればいいんだと気がついた。男相手に、そんなことは言えないけれど、あなた任せの手弱女たぢやめになることにしたんです。自分を空っぽにしさえすれば、どんなに大波でも大丈夫だということが分かったんですよ。

瞬間に力を抜き自分を「空」にする能力は私の人生の最高の宝物で、波に限らず人生のいろいろな場面で私を助けてくれます。人から見たら冒険的な人生をおくってきたから、私が、まなじりを決してやって

やるぞと頑張っていると思われるかもしれないけど、逆で、そういうような状況になるほど、ふっと力を抜いてお任せしちゃうんですよ。そうすると何かうまくいっちゃうのね。

——東京弁護士会では若手の会員がどんどん増えてきています。特に20代、30代の若手に向けてのメッセージをいただけませんか。

なるべく自然体で、弁護士が自然体で商売ができるのかどうか疑問だけど、極力力を抜く訓練をなさるといいと思いますよ。つまりリラックスですよ。日本人ってすごくリラックスしにくい民族じゃない。もうとにかく頑張ろうでしょう。私は海で育ったおかげで結構それができたんだけど、難しいかもしれないけれど、そういう訓練をしたらいいと思いますね。

プロフィール きりしま・ようこ

1937年生まれ。東京都出身。エッセイスト、ノンフィクション作家。文藝春秋に入社し、9年間ジャーナリズム修行ののち、フリーライターとして世界を巡遊。その後、従軍記者としてベトナム戦争を体験する。1968年からアメリカで暮らし、1970年に「渚と滯と舵—ふうてんママの手紙」でデビュー。刊行を機に帰国。「淋しいアメリカ人」で第3回大宅壮一ノンフィクション賞を受賞。以来マスメディアの第一線で著作・テレビ・講演などに幅広く活躍中。また、大人の寺子屋「森羅塾」を主宰し、環境問題等にも深い関心を寄せている。「マザー・グースと三匹の子豚たち」「いつでも今日が人生の始まり!」「女が冴えるとき」「骨董物語」「聡明な女たちへ」「聡明な女は料理がうまい」など著作多数。



2013年度 理事者の1年

2013年度理事者の任期もあと1ヶ月を残すところとなりました。今年度は、預り金規程の厳格化、成年後見制度の推薦規則の厳格化、三田外国人法律相談センターの開設、中小企業法律支援センターの設立などがありました。その他、特定秘密保護法反対の街頭活動、ハーグ条約発効に向けたADRの整備、法教育や法律相談等に関する行政との連携強化、様々なテーマでの数多くのシンポジウム・セミナーの開催などにも精力的に取り組みました。そのような1年を会長、副会長に振り返っていただきました。

東弁120年目の歴史の1ページを閉じて

会長 菊地 裕太郎 (33期)



東京弁護士会120年の歴史の1ページをなんとか綴って、真新しい1ページをめくる準備を整えることができたのではないかと思います。

考えていたよりこの1ページは重かったというのが実感です。その時々を抱えている課題や予期せずして生起する問題と刻々と変わる政治状況への対処、会員の問題意識と価値観の多様化に呼応した会内合意形成、弁護士会のマネジメントの量的質的複雑化への対応などなど、一日はあつと言う間に経って、1年はあれよあれよと言う間に過ぎていったようです。

随分いろんなことをしたような気がする反面、大したこともできなかったような気がしますが、担当の副会長各位と職員との頑張りや記すことと、後々「あの時の執行部の仕業か」と怒り(られ)やすいように、主な仕事を列記しておくこととします。

- (1) 新しい課題への対応として、横断的な組織として法曹養成制度改革実現協議会、民事司法改革実現本部を設置。
- (2) 活動領域の拡大に呼応して、弁護士紹介制度の見直しと中小企業法律支援センターを設置。足立区など行政との連携を強化。成年後見人推薦制度の大幅改訂。法教育センターの統一事業。
- (3) 四谷法律相談センターの新宿移転と再編。弁護士法人東京パブリック法律事務所三田支所に弁護士会三田外国人法律相談センター設立。

人法律相談センター設立。

- (4) 総会決議：任期付公務員等の会費半額免除。一部郵便投票制度の導入。
- (5) 預り金等の取扱いに関する会規の厳格化と市民窓口強化(3人による3組の調査チームの発足)など不祥事対応。
- (6) クラス別研修の本格実施。
- (7) 定員増員、定足数見直しなど委員会規則の改正を含む各諸規則(細則)の整備。
- (8) 広報の充実(NHKTV定期放映、HPの刷新と動画配信、記者との定期的プレスセミナー、ティーミーティング開催、電通との連携など)。
- (9) 弔慰金見舞金規則改正による大幅減額改訂。

この他に、厳しい労使協議の結末など年度末に向けてまだまだ気の抜けない日が続きます。憲法問題対策センター、秘密保護法対策本部を中心とした今年度の活動(街宣活動や数多くのシンポなど)が力強く行われましたが、その試練は続きます。

「東弁会長は、(日弁連にとられて)顔が見えない」とのご批判もあって、委員会やシンポジウムなどに努めて出席し、また会長室の“夜のミーティング”を開いたところ盛況を極めることができました。

執行部・職員を代表してあらためて会員各位のご協力に深く御礼申し上げますとともに、次年度に引き継ぐ課題の多さ、重さに、申し訳なさを感じつつも大いに期待する次第です。本当にありがとうございました。

《寸評》 菊地会長が見た 6人の副会長

太田副会長：信念と情熱。「おかしいよ、これ!」「きいてねえよ。もう〜」と唸る。

日向副会長：冷静沈着。「それはですね。エ〜と」と渋く予算をにらむ。

木田副会長：我が良心。「子どもたちは…」「被疑者は…」「多摩の人たちは…」と良心を訴える。

相川副会長：愛と誠。「寄り添うんです。おもてなしです。」と何ごととも委員会もコンシェルジュ。

石本副会長：義と剛。「ダメじゃん。」と一言発して不祥事に立ち向かう石(松)。

山内副会長：人権と実践。「エえ〜? 行(言)っちゃいますか!」と喜ぶ。

感謝を込めて

副会長 太田 秀哉 (34期)



昨年4月に任期が始まったときに、この1年間はあっという間に終わってしまうのではないかと予想していたが、今まさにその通りであったと感じている。

当選が確定してすぐに副会長6名で職務分担を行い、私は、6名の副会長の中で期が最も上であることから筆頭副会長となり、職員の労務・職員人事関係を担当することとなった。東京弁護士会の職員は、正職員、嘱託職員、パート職員、派遣職員であり、総勢100名を超える組織である。これらの職員に能力を發揮して活躍してもらうために働きやすい環境をどのように設定していったらいいのか難しい問題であった。

弁護士会は、毎年理事者が変わるため、理事者が長期的なスパンでの人事構想を行うことは難しい。しかし、弁護士会にとって、職員は重要な財産である。この職員たちをどのように育てて強力な組織にしていくのかは弁護士会にとっても大きな課題の一つであると考えていたが、今年度必ずしも十分なことはできなかった。1年間の経験を次年度に引き継ぎ、よりよい方向を目指してもらいたいと考えている。

1年間、まがりなりにも重責を果たしてることができたのは、留守を守ってくれた事務所のメンバーをはじめ、支えていただいた会員の方々や、献身的に職務に励んでくれた職員たち、会長や他の副会長たちのおかげであると心から感謝申し上げたいと思う。本当にありがとうございました。

となりの副会長が見た 太田副会長

太田副会長は筆頭副会長として抜群の安定感、安心感を備えておられました。34期ということで他会ならばすでに会長を経験されてもおおかしくないことから、私は太田筆頭を兄貴のように頼りにしていました。多分他の副会長も職員も同じように思っていたのではないのでしょうか。冷徹な判断、毅然とした態度これらがすべて太田筆頭の持ち味です。ただ太田筆頭の人格は夜の部を含めて形づくられています。酒(ビール党)が入ると一変し、「溶けちゃう」ところもご愛嬌で本当に心から尊敬できて愛すべき副会長です。(日向 隆)

1年を顧みて

副会長 日向 隆 (40期)



あっという間に1年が過ぎようとしています。「夢と誇りをもって市民とともに」を公約として副会長に就任しながら、果たしてどれだけのことをなし得たのかを自ら問うとき合格点は遙か遠いところにあります。今や東弁は7200名を超える会員を抱

えるまでになり、登録10年目までの会員で実に46%になります。任期中にできる限り若手会員のための制度構築をしたいと考え、任期付公務員等就任に伴う会費減

免の会則改正と規則制定や郵便投票制度導入については会員の皆様のご理解を賜り何とか目標に達することができました。他方、自分の力不足で意見集約には至らず、思い描いていたような結論に達することができなかった課題も多くあります。いずれにしても意見照会をさせていただいた各種委員会の答申書を拝見するだけでも委員会内で真剣な議論が交わされたことが十分窺われ、委員会活動、ひいては東弁の力というものを身をもって感じました。最後になりますが非力な私を支えてくれた職員各位、叱咤激励くださった会員の皆様心から感謝申し上げます。

となりの副会長が見た 日向副会長

スリーピーススーツを着こなし、一見すると一分の隙もないように見えますが、実はとても気さくで、気軽に相談に乗ってくれるという面があり、若手の会員や職員にはとても人気がありました。

当初、導入が困難ではないかと思われた郵便投票制度を成立させ、弁護士法23条照会専従嘱託の採用など政策実行能力が優れていました。また、バランス感覚のある自分の意見をきちんと持っていて、とても信頼感がありました。私も迷った問題があるときは隣同士ということもありますが、まず、日向副会長の意見を聞き、同意見であれば安心して実行することにしていました。

今後とも同じ時に副会長を務めた者同士、長いお付き合いをさせていただければと思います。

(太田秀哉)

充実していた一年でした

副会長 木田 卓寿 (41期)



私が関与した事柄をいくつか紹介します。まず、秘密保護法対策本部に関連して特定秘密保護法阻止のための運動がありました。東弁の運動は特筆すべきものであったと思います（残念ながら、法案は成立してしまいました）。私も生まれて初めて街宣車の上から市民の皆さんへ話しかけるといった体験をしました。市民の関心も高かったと思います。刑事関係ではオウム事件等特別案件担当の弁護人への援助金の規則・細則を制定することができました。大変な苦勞を

している会員の方々に多少でも報いられることができよかったです。また、ハーグ事件に関する名簿や規則の制定等、障害者等の刑事問題に関する規則等の整備等に関わらせていただきました。一つ一つ数え上げればきりがありませんが、責任ある仕事に関与できても充実した時間を過ごさせていただきました。

そして、仕事の中身とは別に、理事者同士はもちろん、多くの方々と知り合い、一緒に仕事をできたこと自体、私にとってはとても刺激的で楽しかったことでした。

任期満了までもう少しです。やり残したことのないように精一杯頑張ります。

となりの副会長が見た 木田副会長

菊地会長から、「東弁の良心」と名付けられた木田副会長は、その名のとおり、誠実かつ柔和で、誰に対しても大変優しく、とても人望があります。お仕事ぶりは、粘り強く、すべての任務を着実にこなされていました。そんなお人柄ながら、特定秘密保護法の反対運動で街宣車の上に登り演説をするお姿は、とても凛々しく恰好よいもので、後で何うと、ご本人も新しい体験にかなりの快感を覚えていたようでした。私とは、研修所の同期・同クラスで、気心が知れているため、隣の席でとても安心感がありました。一年間ありがとうございました。

(相川泰男)

ご支援のおかげです

副会長 相川 泰男 (41期)



司法改革を実行するこの10年間で、弁護士人口がほぼ倍増する中、弁護士の活動領域を拡大して法の支配を社会の隅々にまで行き渡らせるため、効果的かつ経済的なインフラの整備が急務となりました。行政連携や中小企業支援が着目されるのもそのためです。

この一年でどこまでお役に立てたかは甚だ心許ない限りですが、委員長はじめ多くの皆様のお力添えにより実現した成年後見人推薦制度の改革や、三田外国人相談センターの開設、LC四谷と新宿家庭センターの統合、足立区からの交通事故相談の受託、中小企業法律支援

センターの発足等が今後良い方向に機能するよう願うばかりです。

また、東京弁護士会は、最大の単位会として、常に率先して範を示しつつ、他会と協調して政策を実現する責務を負っています。東京三会の中でも、東弁がリーダーシップを取りつつも仲良く協調して事に当たることが重要で、特に対外的には、三会が一致団結して行動し三本の矢となってアピールすることで先方も受け入れてくれると実感しています。この一年、三会の担当副会長間で数え切れないほど協議を行い、意思を統一してきました。この後、担当副会長同士労をねぎらって、卒業旅行に行こうという話になっています。

最後に、職員の皆様には大変なご苦勞をおかけしました。心より感謝申し上げます。

となりの副会長が見た 相川副会長

相川副会長は、研修所の同期同クラスであり、一緒に理事者になることを知ったときはとても安心しました。本年度は、相川副会長が担当する委員会関連で、就任時は予想されなかった大きな問題が次々に生じましたが、これに対して適切に対応し、大きな成果を上げていました。

また、理事者会が関与する懇親会等の場所やメニューの選定は全て相川副会長頼みでした。相川副会長はおもてなしの心でまさにコンシェルジュとして大活躍でした。ただ頑張りすぎたせいか運動会で足をつたったことも思い出深い出来事でした。

(木田卓寿)

案外できた

副会長 石本 哲敏 (42期)



1 政策や会務に疎いのに副会長の役割をこなすことができるのか
委員会といえば、綱紀委員を10年ほどやっていただけの私にとっての当初の大問題は、各副会長による担当委員会の振り分けにより解消した。対応できない委員会はほかの副会長が引き

受けてくれたからである。逆に、私が志願した、市民窓口、非弁取締、非弁提携、業務妨害、弁護士倫理、会員サポート窓口といったいわば裏方系の委員会を志願する人はおらず、むしろ喜ばれた。弁護士会をめぐる政策問題は、理事者会、日弁連理事者との協議会など、理事者としての生活の中で、何度もレクチャーを受け、どの論点についても自分なりのイメージをもつことができた。

2 平日の日中弁護士会館にいて、弁護士業務ができるのか

経験のないことなのでとても心配したが、何とか大丈夫であった。まず、会社の社外役員としての取締役会・株主総会出席は、理事者会等の日程調整により、可能であった。事務所や依頼者との連絡は、従来のスマホに加え、バッテリーのもちのよいPHSとiPad miniを購入して、どこでも連絡を取ることができるようにすることで対応した。裁判所の期日は、事務所のほかの弁護士に頼んで乗り切った。打ち合わせや交渉は、早朝や夜の時間帯にやってもらうか、弁護士会館に来てもらってそこでやった。一年限定ということでみなさんには納得してもらった。

いろいろ心配もあったが、やってみたら案外できたというのが感想である。

となりの副会長が見た
石本副会長

豪快な笑い声でみんなを元気づけてくれた石本副会長。預り金会規の制定に尽力され、またフットワーク軽く現場に出かけて行ってはたくさんの不祥事の芽を摘み、会への信頼の維持、増大に大いに貢献されました。もしかしたら、一見強面に見えるかもしれませんが、実はとてもフランクで接しやすく、気遣いも細やかで、カラオケでは多くの職員もお世話になったはず。またワイン、カメラ、釣りなど多趣味でしかも究めていらっしゃるため、話題も豊富で楽しい時間を過ごさせていただきました。1年間、本当にお世話になり、ありがとうございました。(山内一浩)

ありがとうございました

副会長 山内 一浩 (44期)



昨年4月に就任した時は、新たな挑戦にワクワクしていました。しかし、ものの1カ月も経ったら、副会長の職務は自分がこれまで経験したことのない世界のことだと痛感しました。それでも何とか1年やってこられたのは、菊地会長はじめ今年

度の理事者、担当委員会等の委員を中心とした会員、所属する事務所の弁護士・職員、そして東弁職員の皆さんの温かいご支援があったからこそです。本当に感謝申し上げます。

振り返ってみれば、憲法96条改正の動きに続き、

特定秘密保護法、日本版NSC、安倍首相の靖国神社参拝など、憲法をめぐる問題への対応に迫られた1年でした。11月には特定秘密保護法反対を市民に訴えるため、当会として久しぶりの街頭宣伝活動も行いました。来年度も引き続き集団的自衛権行使容認の動きへの対応が求められます。また、法教育については、これまで実施していなかった委員会にもお願いし、自治体等へのマーケティングにも取り組みました。さらに、様々な課題について会長声明や意見書の公表、シンポジウムの実施などにも関与し、特にイメージ広報にも力を入れました。貴重な経験を踏まえて、来年度以降も頑張りたいと思います。

となりの副会長が見た
山内副会長

山内副会長は、武骨な風貌と豪放磊落な立ち居振る舞いからは想像できないほど、器用で丁寧な人。微妙な舵取りを要求される両性の平等、人権擁護、労働、憲法、広報などの担当業務をそつなくこなしていた。
任期の後半は、特定秘密保護法反対のピラマキや街頭活動、憲法・消費者関係の会長声明発表などで、水を得た魚のごとく生き生きと活動し、ほかの理事者をリードしてくれた。素敵な出会いに感謝。

(石本哲敏)

2014 年香港法律年度開始式に参加して

副会長 日向 隆 (40 期)

当会は、2012年2月に山中尚邦元副会長、石井藤次郎国際委員会前委員長らのご尽力によって香港大律師公会（HKBA）及び香港律師会（LSHK）との間で友好協定を締結している。この度、HKBAとLSHKから1月13日開催の2014年香港法律年度開始式に招待されたことからこれに参加させていただくこととした。私の英語力では些か心許ないので国際委員会の樋口一磨副委員長（56期、ニューヨーク州弁護士有資格者）にもアテンドして頂きいろいろと援助してもらった。ただ、前日は福岡県弁護士会との意見交換会が福岡で開かれたため、一抹の不安を抱えながら香港へは単独で福岡空港から台北経由で入ることになった。

1月13日の開始式当日は、午前9時過ぎから立法議会を訪問し、議長のTsang氏から1997年にイギリスから中

国への返還後の立法議会の人的・物的な組織や役割についてブリーフィングを受けた後に質疑応答が行われ、引き続き2011年竣工の議事堂等を案内により見学した。移動後、法律改革委員会を訪問したが、同委員会幹事のWong氏の説明によれば、同委員会は法律家や学者などの有識者によって構成された立法議会から独立した組織であり、性犯罪の再検討、取得時効制度、仲裁に関する第三者からの資金提供、公的情報へのアクセスなど広範囲にわたる法制度に関して提案を行っているとのことであり、訪問前に勝手にイメージしていた組織とは随分と異なるユニークな性格のものであることが理解できた。

HKBAとLSHKによる昼食会の後、午後2時半から午後4時まで各弁護士会の要職にある方々とのプレジデントラウンドテーブルによる意見交換会が開かれた。ここには



プレジデントラウンドテーブルの参加者たち

日本から日弁連及び当会のほかに、英国、デンマーク、オーストラリア、ニュー・サウス・ウェールズ州、ルクセンブルグや中国本土の北京、上海、天津など各弁護士会会長など理事者がテーブルについた。議題第1は、急速にグローバル化している時代の中で弁護士団体が今後いかにしてより強固な協力関係を築いてい



左から、筆者、香港律師会 (LSHK) Lam会長、
香港大律師公会 (HKBA) Shieh主席

くかという課題で、3名のプレゼンテーションの後に議論がなされた。国際的仲裁制度の積極的活用やある国の弁護士団体の経験を共有する方法の模索など大変興味深いものであった。議題第2は、次世代を担う若手弁護士の養成、研修と伝統の継承に関してであった。イングランド・ウェールズ・ローソサエティの会長Fluck氏からは、弁護士としての崇高な職業倫理・意識を次世代にいかにか承継すべきかなど若手弁護士に対する法的テクニックだけでなく職業倫理を含んだ研修方法等について実に考えさせられる問題提起がなされた。アジェンダが手元に届いたのが前日夜であったため準備に間に合わず、当会におけるクラス別研修を含む若手会員への研修制度を紹介できなかったのが残念であった。

午後4時半からは法律年度新年式がシティーホールで厳粛に執り行われた。舞台上には香港の全裁判官及びクイーンズ・カウンシルが法廷用のウィッグ（治安判事及び終審法院裁判官は被らないということであった。）とローブをまとして着席し、終審法院首席裁判官Ma氏、HKBA主席Shieh氏、LSHK会長Lam氏によるスピーチが行われた。いずれも20分ないし30分程度の英語による流麗かつ格調高いスピーチであり、終審法院首席裁判官は法の支配の徹底の意義、HKBA主席は正義の実現と権利擁護への法廷弁護士としての覚悟、LSHK会長からは香港の経済

的發展へのソリシターの貢献の決意などが語られ、深い感銘を覚えるものであった。ホールでの新年式が終わった後は同じくシティーホール内の会場で裁判所主催によるカクテルパーティが開かれ、審級によって異なる色のローブとウィッグを身に着けた裁判官がカクテルを傾けながら招待された市民らと親しく語り合っていたのが大変印象的であった。

午後8時半からLSHK及びHKBAの共催による広東料理のディナーパーティが終審法院首席裁判官も参加して着座方式で開かれた。この頃になると参加者は酒も進んで臨席同士や他のテーブルの参加者とも打ち解けて名刺交換にとどまらず各国弁護士会や弁護士の抱える問題のほかプライベートな話題などにも会話が盛り上がり楽しい時が過ぎた。ディナーパーティには韓国領事のほかに香港でのエクスターンシップ中の韓国ロースクール生約20名が参加していたが、いずれも流暢な英語を話しており、私自身はただただ反省するばかりであった。



香港高等法院の裁判官(右)と筆者

当会は、世界大都市弁護士会議 (WCBL) に加盟しているほか、シカゴ弁護士会やパリ弁護士会と個別に友好協定を結んでいるが、友好協定を進展させて真に意義あるものとするためにどのように取り組んでいくかは難しいところである。ただ、今回友好協定を締結している香港両弁護士会主宰の新年式に理事者として参加し、間違いなく避けて通ることができない東奔のグローバル化のためにも直ちには目に見えないがその意義を実感することができた。

福岡県弁護士会との役員交流会

副会長 相川 泰男 (41 期)

1 去る1月11日（土曜日）午後2時から、福岡商工会議所会議室において、福岡県弁護士会との役員交流会が開催された。大阪弁護士会、愛知県弁護士会、横浜・千葉・埼玉の各弁護士会との交流会に続く、今年度4回目の交流会の開催となった。

2 今回の交流会の目的の一つは、当会における災害対策の一環として、当会の重要情報のバックアップデータを福岡会に保管してもらうことになり、その保管委託覚書の調印式を行うことにあった。

これまで福岡会は、当会が行っている東日本大震災被災高校生義援金プロジェクトに賛同いただき、2011年12月、2012年3月、同年11月の3回にわたり、毎回多額の寄付金をいただくという極めて緊密な友好関係を築かせていただいていたが、今般、当会が東京直下型地震等の災害発生に備えて、バックアップデータの保管先を検討していたところ、福岡会が快く引き受けてくれたのである。その仕組みは、当会の最新バックアップデータを定期的に福岡会に送付し、それと引換えに福岡会からは不要となった従前のバックアップデータを返還してもらうというものだ。福岡会の友情に感謝し、晴れがましく覚書の調印式を行わせていただくことになった。

3 続いて、重要議題についての意見交換を行った。議題は、①法教育、②中小企業支援活動、③成年後見人



福岡県弁護士会の執行部の方々と

推薦制度、④不祥事防止体制の4つである。この議題のいずれも、当会としてそれなりの取組みないし実績を残していると自負するテーマであったが、福岡会の取組みは、いずれも当会の取組みに勝るとも劣らない目を見張るものであった。

とりわけ、中小企業支援活動については、当会が本年2月に中小企業法律支援センターを発足させたのに対し、福岡会では、既に2006年11月に弁護士業務委員会内にチームを設けてスタートさせており、2010年4月には、新たに独立した「中小企業法律支援センター」を設置し、定期総会で、「中小企業への積極的な法的支援を行う宣言」を採択した上、これまでに、福岡商工会議所、福岡県商工会連合会、九州経済産業局、日本政策金融公庫福岡支店等と連携して、勉強会、セミナー、無料相談会を活発かつ継続的に実施しているほか、近時、

中小企業海外展開法的支援プロジェクトチームを設置し、月1回のペースで会議兼勉強会を開催しているとのことである。当会が周回遅れの感は否めないが、中小企業への法律支援の取組みが必要であることを改めて実感できる大変貴重な報告を伺うことができた。

4 意見交換は、白熱した議論のもと、あっという間に終了予定の午後5時を過ぎてしまい、続きは、福岡会で設営いただいた中洲川端での懇親会に席を移して、夜遅くまで続行された。当会役員として、まさにまたとない充実した1日を実感できる大変有意義な交流会となった。

2014年度 東弁役員等選挙 次期会長は高中正彦会員

2014年度東弁会長、副会長、監事、常議員および日弁連代議員の選挙が1月27日に告示され、2月7日に投票が行われた。常議員以外は、定員を超えず無投票となった。投票率は63.802%（有権者数7155人）。

同日行われた日弁連会長選挙（2014年度・2015年度）には、武内更一候補（当会）、村越進候補（第一東京弁護士会）が立候補し、村越候補が当会第1位の得票を得た。全国単位会の集計結果により、同候補が当選となった。



2014年度東弁新執行部

東弁役員選挙結果

【会 長】 無投票当選

高中 正彦（31期）

【副会長】 無投票当選／届出順

彦坂 浩一（44期）

富永 忠祐（46期）

松田 純一（45期）

船木 秀信（42期）

柴垣 明彦（44期）

栗林 勉（45期）

【監 事】 無投票当選／届出順

長谷部 修（48期）

殷 勇基（48期）

※常議員、日弁連代議員氏名は
LIBRA4月号に掲載予定

プレスセミナー報告 2014年1月20日開催

テーマ1 「面会室内における写真撮影及び録音について」

2 「取調べの全過程の録音・録画について」

報告者 菊地裕太郎会長（日弁連副会長（刑事司法担当））

前田 裕司会員（日弁連取調べの可視化実現本部副本部長）

1月20日のプレスセミナーは、刑事司法において現在問題となっている上記2つのテーマについて行われ、マスコミから6社8名の論説委員・司法記者の参加があった。

初めに、テーマ1の弁護人の接見室における録音・録画・写真撮影について、前田会員から、全国で4つの国賠請求訴訟（北九州、東京、佐賀、名古屋）が起きている旨の紹介があった。この問題が顕在化した経緯について、被告人の責任能力が争われたケースで、弁護人が拘置所での接見を録画して精神科医に鑑定してもらい、その結果として心神耗弱が認められた例があり、それを契機に拘置所において弁護人の録音・録画・写真撮影に対する規制が厳しくなったとの説明がなされた。現在、東京拘置所の6階の接見室では、携帯電話やパソコンで通信機能を使うと電波感知機が反応するようになっている。前田会員から、弁護側が録音・録画・写真撮影をする目的は、被疑者・被告人の話や様子を正確に記録して証拠化することにある、録画等の利用方法には正当な弁護活動の目的という内在的制約があるが、接見室におけるメモやデッサンは認められているのに、録音・録画を認めない合理的な理由はないとの指摘がなされた。

続いて、菊地会長から、弁護士会から法務省・拘置所への申入れの状況などについて説明があり、若手弁護士の弁護活動における萎縮を懸念する旨の指摘がなされた。

次に、テーマ2について、菊地会長から、法制審議会における審議状況について、取調べの可視化が固まっていない段階で通信傍受を法制化しようとする動

きの危険性などについて説明があり、取調べの可視化を「小さく産んでそのままにする」ことを危惧すると指摘がなされた。

続いて、前田会員から、1980年代の4つの死刑再審事件、氷見事件、志布志事件、足利事件、布川事件、PC遠隔操作事件など、わが国のえん罪事件のほとんどは被疑者・被告人が虚偽の自白調書をとられており、取調べの全過程の録音・録画が不可欠であるとの指摘がされた。また、現在の法制審議会における議論について、①可視化の範囲を捜査官の裁量によるという議論も排除されていないこと、②原則全過程録画制度構想案においても、その例外の要件が広すぎたり、例外事由の裁量権が取調官にあるなどの問題があること、③録画・録音の実効性確保のための措置（証拠排除、特別の立証制限など）が明確化されていないこと、④可視化の対象が裁判員裁判に絞られる可能性を残していること、⑤参考人取調べの可視化の実現が明確にされていないことなどの問題点があることが指摘された。

その後の質疑応答では、テーマ1に関して、「接見室で写真撮影等ができないとすると、弁護人は証拠化したい場合にどうすればいいのか」との質問が出され、前田会員から、「検察・法務省側は裁判所に証拠保全を申し立てればよいという見解を出しているが、例えば、証拠保全の手続をしている間に被疑者の痣が消えてしまうなど、実効性を欠くこともある。検察官は、いつでも被疑者と会って証拠化できることとの均衡を欠く」と回答があるなど、活発なやりとりがなされた。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）

第1 背景と経緯

1 背景

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故は、未曾有の原子力損害をもたらした。事故から現在に至るまで、原子力損害の賠償に関しては、原子力損害賠償紛争審査会における指針の策定、同審査会の下にある原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介、原子力損害賠償支援機構による資金援助、東京電力の総合特別事業計画^{*2}など、その賠償を進めるための方策が累次とられてきたところである。特に、原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効に関しては、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（平成23年法律32号）」により原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介に時効中断の効力を付与したり、東京電力の総合特別事業計画（2013年2月4日認定、同年6月25日認定）において起算点を遅らせる、あるいは被害者と直接協議している間は時効が完成しないものとして扱うといった措置が講じられてきた。

しかしながら、これら累次の方策にもかかわらず、東京電力による損害賠償は今なお継続しており、事故から3年を経過する本年3月には民法（明治29年法律89号）724条前段により原子力損害に係る賠償請求権が時効消滅するおそれがあった^{*3}。これは、今般

の原子力損害が避難費用、財物損害、就業補償、精神的損害など多岐にわたる上に、被害者の多くは、いまだ避難所等で不自由な生活を余儀なくされており、証拠収集が困難で、賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに起因する。

このような状況を受けて、日本弁護士連合会をはじめとする各団体からも、今般の原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効に関して特別の立法措置をとるべきとの主張^{*4}が強くなされたところであった。

2 経緯

以上の状況を踏まえ、与党において、被害者が差し迫る消滅時効の完成を懸念することなく、早期かつ確実に原子力損害に係る賠償を受けることができるようにするための法的措置の検討が開始された。すなわち、平成25年11月に「与党・原子力損害に係る賠償請求権の時効問題に関するWT（座長：額賀福志郎衆議院議員、座長代理：大口善徳衆議院議員）」が設置され、同WTにおける検討の結果、今般の原子力損害に係る賠償請求権への民法724条前段の適用については、3年の短期消滅時効期間を10年へと延長する等の案を採用することで合意した。

その後、自民党及び公明党における与党内手続と並行して、野党への法案説明が行われ、野党各党からも賛同を得て、衆議院文部科学委員会において委員長提案の法律案とすることが与野党で合意された。これを受けて、原賠早期賠償特例法案は、平成25年

*1：正式名称は、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成25年法律97号）」である。

*2：東京電力が原子力損害賠償支援機構と共同で作成し、経済産業大臣の認定を受ける（原子力損害賠償支援機構法45条1項）。

*3：後述するように、原子力損害に係る賠償請求権は不法行為に基づく損害賠償請求権の性質を有し、その期間制限については民法724条が適用される。

*4：例えば、「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効について特別の立法措置を求める意見書 2013年4月18日 日本弁護士連合会」など。

11月27日の衆議院文部科学委員会で、委員長提出の法律案とすることが全会一致で議決された。同法案は、翌28日の衆議院本会議でも全会一致で可決され、12月3日の参議院文教科学委員会及び翌4日の参議院本会議においても全会一致で可決され、成立した(平成25年法律97号)。

本稿は、以上の経過を辿り成立した原賠早期賠償特例法について解説を加えるものである。なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをお断りしておく。

第2 原賠早期賠償特例法の解説

原賠早期賠償特例法(以下「本法」という。)は、①原発事故の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、②原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるものである。

本法は、本則3条の短い法律である。以下では、本法の規定順に従って、解説を加えることとする。

1 趣旨(第1条)

この法律は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、特定原子力損害(当該事故による損害であって原子力事業者(原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)第2条第3項に規定する原子力事業者をいう。)が同法第3条第1項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。以下同じ。)(2)を被った者(以下「特定原子力損害の被害者」という。)のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の特定原子力損害の被害者に性質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間を要すること等により、特定原子

力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み⁽¹⁾、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるものとする。

(1) 概説

第1条は、本法の趣旨規定であり、本法の立法動機や本法で規定する事項を要約している。本条は、「鑑み」の前後で大きく2つのパートに分かれ、「鑑み」前のパートは本法の立法動機を、「鑑み」後のパートは本法で規定する内容の要約をそれぞれ規定している。

まず、前半部分は、本法が①東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故から3年を迎えようとする現在に至っても被害者のうちに、不自由な避難生活を余儀なくされ、自身の損害額の算定の基礎となる証拠収集に支障を来している者が多く存在すること、②こういった被害者には避難費用、財物損害、就業補償、精神的損害など性質・程度の異なる損害が同時に発生し、その賠償の請求にはなお時間を要すること等により、損害賠償請求権の行使に困難が生じていることを立法動機とする。

次に、このような立法動機を踏まえ、後半部分では、本法が①被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置及び②今般の原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例の2つの措置について定めていることを述べる。

(2) 特定原子力損害

一般に、原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律147号、以下「原賠法」という。)により、原子力事業者が賠償責任を負うこととされている。原賠法は、民法の損害賠償に関する規定の特例^{*5}であり、原子力事業者の無過失責任、原子力事業者への責任集中、原子力事業者の無限責任を規定している。今般の原

* 5: 科学技術庁原子力局監修「原子力損害賠償制度」49頁(通商産業研究社)参照。

子力損害についても原賠法が適用され、東京電力が原子力事業者として賠償責任を負っている。

本条では、このような原子力損害賠償制度の枠組みにのっとり、東京電力が賠償責任を負う原子力損害を「特定原子力損害」と定義している。すなわち、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故」による損害であって、原子力事業者たる東京電力が原賠法上の責任集中原則（原賠法3条1項）に基づいて賠償責任を負うものを、原子力損害のうちの特定のものという意味で、「特定原子力損害」としたものである*6。

2 早期かつ確実な賠償を実現するための措置(第2条)

国は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備⁽²⁾、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実⁽³⁾、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化⁽⁴⁾その他の措置を講ずるものとする。

(1) 概説

第2条は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めている。これは、上述した原子力損害賠償制度を特定原子力損害の被害者が利用しやすくするための環境整備を国に義務付けるものである。そのような措置の具体例として本条は3つの措置を頭出ししている。ここでは、それらの措置について解説する。

(2) 国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備

これは、具体的に経済産業省資源エネルギー庁原子力損害対応室の拡充等を想定している。

経済産業省資源エネルギー庁は、電気事業を所管

する立場から、円滑な賠償が実施されるよう東京電力を指導しているが、なかでも原子力損害対応室は、被害住民への説明、地方自治体との調整等を行っており、円滑な賠償の実現に果たす役割は大きい。ところが、同室は、訓令に基づく組織であって、法令に直接その設置根拠があるわけではなかった。

そこで、本条により原子力損害対応室に法的な裏付けを与えてその立場を強化するとともに、必要に応じて、組織の拡充等を行いやすくすることを狙ったものである。

(3) 紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実

これは、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介に係る人的体制を充実させることにより仲介手続の迅速化を図り、被害者が早期かつ確実に賠償を受けられるようにする趣旨である。具体的には、同審査会の下にある原子力損害賠償紛争解決センターで実際に和解仲介業務を行う仲介委員や調査官、事務補佐員等を充実させることを念頭に置いている。

他方、裁判所の人的体制の充実についても、原子力損害賠償紛争審査会の場合と同様の趣旨に立つものである。もっとも、裁判官等の具体的な人員配置については、裁判所が司法行政権に基づいて必要な措置を講じるのであって、行政府及び立法府としては、このような裁判所の措置を踏まえて、必要な予算上の措置等をとるべきものと考えられる。

(4) 原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化

原子力損害賠償支援機構*7は、原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律94号）53条に基づき、被害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとされている。より具体的には、賠償に関する情報提供窓口の設置等賠償実施の円滑化を担っている。

本条は、早期かつ確実な賠償を実現する観点から、これらの被害者に対するサポート体制を一層強化する

*6：本条と同様の定義を置く立法例として、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成23年法律91号）2条がある。

*7：原子力損害賠償支援機構法に基づく認可法人。

ことを想定している*8。

3 消滅時効等の特例（第3条）

特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法（明治29年法律第89号）第724条の規定の適用については、同条前段中「3年間⁽³⁾」とあるのは「10年間⁽²⁾」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時⁽⁴⁾」とする。

本条による読替え前	本条による読替え後
不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。	不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から10年間行使しないときは、時効によって消滅する。損害が生じた時から20年を経過したときも、同様とする。

(1) 概説

1の(2)で述べたとおり、原子力損害の賠償請求権は、不法行為に基づく損害賠償請求権の性質を有しており、その期間制限については、一般法である民法724条が適用され、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時（主観的起算点）」から3年の短期消滅時効又は「不法行為の時（客観的起算点）」から20年の除斥期間により消滅する。

ところが、今般の原子力損害は、放射性物質が広範囲に拡散したこと、被害者の数、損害の程度及び範囲において過去に例のない事態であり、また、事故発生から3年近くを経てもなお賠償を受けることができない被害者には自身の賠償請求権の消滅時効が完成するおそれが生じている。さらに、今般の原子力損

害のうちには、人体に対する低線量被ばくによる晩発性の損害が発生するおそれも否定できない*9。

このような未曾有かつ緊急の事態に対応するためには、先例の有無にかかわらず、問題解決のために必要な立法措置を柔軟にとるべきである*10。そこで、本条では、特定原子力損害に係る賠償請求権について、①民法724条前段の短期消滅時効期間を「3年」から「10年」に延長するとともに、②同条後段の除斥期間の起算点を「不法行為の時」から「損害が生じた時」に変更する特例を設けている。なお、本条の特例のイメージについては末尾図参照。

(2) 時効期間を10年に延長した理由

現状では、賠償の進捗状況は芳しくなく、特定原子力損害の被害者の多くはいまだ避難所等で不自由な生活を余儀なくされており、損害賠償請求権の行使までになお相当の期間を要すると見込まれる。よって、損害賠償請求権の時効消滅のおそれに対する特定原子力損害の被害者の不安感を払拭するためにも、ある程度長期間にわたり時効期間を延長する必要がある。

そこで、以上の政策判断を踏まえつつ、債権の消滅時効の原則（民法167条1項）をも参考にして、10年という期間を設定した。

(3) 3年の短期消滅時効の趣旨との関係

不法行為に基づく損害賠償請求権の短期消滅時効の趣旨は、権利の上に眠る者は保護に値しないという消滅時効制度の価値観を前提とした上で、この「権利の上に眠る者」である被害者と、いかなる損害賠償責任を追及されるか不明で法的に不安定な立場にある加害者の利益を比較衡量して、加害者側を保護する必要を認めたものといえる*11。

* 8：なお、文部科学省研究開発局原子力損害賠償対策室『原子力損害賠償紛争解決センターの現状と消滅時効への対応』[NBL No.1016] 29頁（商事法務）参照。

* 9：原子力損害賠償請求の一般的特徴については、酒井廣幸「損害賠償請求における不法行為の時効」154頁（新日本法規）参照。

* 10：平成25年3月28日原子力損害賠償紛争審査会（第31回）議事録（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/giji_list/index.htm）・能見会長発言も同旨。

* 11：最判昭和49年12月17日（民集28.10.2059）は、民法724条前段について、賠償請求されるかどうか、また、どの範囲で請求されるのか不明であることから、不安定な立場に置かれる加害者を保護するためにあるとした（遠藤浩編「基本法コンメンタール債権各論Ⅱ [第四版] 新条文対照補訂版」132頁（日本評論社））。

この点、今般の特定原子力損害の被害者には、避難費用、除染費用、生命・身体的損害を伴わない精神的損害、風評被害、間接被害等多種多様な損害が同時に発生している。また、住所が立入制限区域に指定されている場合、証拠収集が困難な状況にあることもあり、権利行使のための効率的な活動を期待しかねる。

このような現状に鑑みれば、特定原子力損害の被害者を権利の上に眠る者と評価することはできず、そもそも民法724条前段の短期消滅時効の規定を適用する前提を欠くものであるといえる。

よって、本条の短期消滅時効期間の特例を設けることは、不法行為の3年の短期消滅時効の趣旨との関係で特段の問題はなく、必要かつ合理的な措置であると判断した。

(4) 除斥期間の起算点を「損害が生じた時」とした理由

前述したように、原子力損害の賠償請求権は、不法行為に基づく損害賠償請求権の性質を有しており、民法724条後段により、その除斥期間の起算点は「不法行為の時」となり、本件では、原発事故発生時の平成23年3月11日が起算点となるものと考えられる。

ところが、今般の特定原子力損害は、放射性物質が非常に広範囲に降り注いだという特殊な事態から生ずるものであることから、今後、どのような損害が生じるのか現時点で把握できておらず、長期間を経たから発生する晩発性の損害も想定しうる。特に、低線量被ばくによる晩発性損害は、症状が潜伏し10年単位の長期間の経過を経て発生するものであることが指摘されている*12。このため、原則どおり「不法行為の時」から除斥期間が起算すると、その満了により晩発性の損害について賠償請求できなくなるおそれがある。

そこで、被害者の権利行使の機会を確保するため、また、除斥期間の起算点に関して疑義が生じることがないようにするため、除斥期間の起算点を一律に「損害が生じた時」とすることが望ましいと判断したものである。この特例により、晩発性の原子力損害の賠償請求権の除斥期間は、事故発生時ではなく、「当該晩発性の原子力損害が発生した時」から起算することになる。

(5) 晩発性の損害に係る除斥期間の起算点に関する判例法理・立法例

本条の除斥期間の起算点に関する特例は、従前の晩発性の損害に係る民法724条後段の除斥期間に関する判例法理及び立法例と同様の考え方に立つものである*13。

すなわち、晩発性の健康損害については、除斥期間の起算点を当該「損害が発生した時」とする判例法理*14が確立している。その理由づけとして、判例は、「このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって酷であるし、また、加害者としても自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるから」としている（筑豊じん肺事件（最判平成16年4月27日（民集58.4.1032）））。

加えて、その対象とする損害の性質に鑑み、立法措置をもって除斥期間の起算点を「損害が生じた時」とする例もある。例えば、大気汚染防止法（昭和43年法律97号）25条の4後段及び水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）20条の3後段は、晩発性の健康損害に係る賠償請求権の除斥期間の起算点を「損害の発生の時」としている。他方、鉱業法（昭和25年法律289号）115条1項後段は、晩発性の健康損害に限

*12：前掲・酒井154頁参照。

*13：本条は、従前の判例法理・解釈にのっとったものであることを条文上も明示するため、民法724条の特例を新たに書き下す形式ではなく、同条の読み替え形式をとっているところ。

*14：例えば、筑豊じん肺事件（最判平成16年4月27日民集58.4.1032）では、民法724条後段の除斥期間は、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となるが、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となる、とされた。このほか、水俣病関西訴訟（最判平成16年10月15日民集58.7.1802）及びB型肝炎訴訟（最判平成18年6月16日民集60.5.1997）も同旨。

定せず一律に「損害の発生の時」を除斥期間の起算点としている。これは、鉱害が健康損害に限らず損害全体にわたって加害行為時から相当の時間的経過の後に発生することが想定できるからである*15。

これらの判例法理及び立法例はいずれも、民法724条後段の除斥期間の起算点である「不法行為の時」をそのまま適用すると、晩発性の損害が発生したにもかかわらず、被害者が賠償を受けられないというケースが生じ、被害者に酷であることに鑑み、同規定を修正する趣旨と考えられる。

本条も同様の考え方から、除斥期間の起算点を「損害が生じた時」と明記し、特定原子力損害に係る賠償請求権の除斥期間の起算点に関して疑義が生ずることがないようにすることで、被害者の救済を統一的に行うようにしたものである。

4 施行期日（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

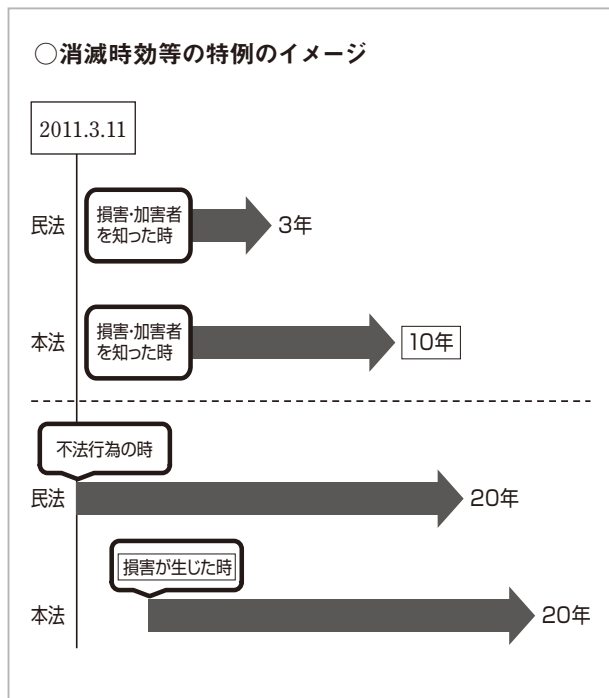
公布日施行としたのは、できる限り早く施行して、特定原子力損害の被害者の不安を払拭するためである。なお、本法は、平成25年12月11日に公布・施行された（平成25年12月11日水曜日官報（号外第269号）21頁）。

5 東日本大震災に係る原子力損害の被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施に関する件（衆議院文部科学委員会決議）

政府は、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」の施行に当たり、東日本大震災に係る原子力損害の被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施を図る観点から、当該原子力損害の状況及び当該原子力

損害の賠償の請求その他の賠償の実施の状況について定期的に確認し、その結果等を総合的に勘案して、必要があると認めるときは、当該原子力損害の賠償請求権に係る時効に関する法制上の措置を含め所要の措置を講ずること。

平成25年11月27日の衆議院文部科学委員会において、本法の施行に当たっての委員会決議*16が付された。本決議の趣旨は、特定原子力損害の賠償の状況につき、政府が定期的にフォローアップし、その結果等を勘案して、必要があれば時効期間の延長又は短縮等の法制上の措置を含めた措置を講じるよう要請したことにある。



第3 おわりに

本法が活用されるとともに、特定原子力損害の被害者の方々が一日でも早く賠償を受けられることを、心より祈念しております。

* 15：鉱業法において、除斥期間の起算点について、作業の時ではなく「損害発生の時」としたのは、鉱害の場合には作業の時と損害の発生の時との間に時間的経過を要するものが多いからである、と説明されている（加藤悌次／上村福藏／小林健夫「鉱業関係法」231頁（日本評論新社））。

* 16：法律の執行に対する意見、要望、勧告、警告等の意思を表明するもの（大森政輔／鎌田薫編「立法学講義」190頁（商事法務））。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第34回 新しい防衛大綱等がめざすもの

憲法問題対策センター事務局長 堀井 準 (38期)

昨年12月17日に、新しい防衛大綱、国家安全保障戦略、中期防衛力整備計画が閣議決定された。

防衛大綱では、専守防衛、非核三原則を守ると謳われているが、同時に国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から「国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動」等を積極的に実施していくとされている。この活動は、国連平和維持活動（PKO）や人道支援・災害救助等とは区別された自衛隊の活動類型とされているので、自衛隊の集団的自衛権行使の場面や多国籍軍参加の事態を想定したものかと懸念される。この問題を中期防衛力整備計画から見てみると、より具体的に、国際平和協力活動等の実施のため、1隻のヘリコプター搭載護衛艦と2隻のイージス艦を中心とした護衛隊群（艦隊）4つを維持するとされている。ヘリコプター搭載護衛艦は、垂直離着陸機を持つF35B戦闘機を搭載すれば、正に空母そのものとなる。攻撃用戦闘機等を搭載できる空母と、群を抜いた索敵能力とミサイル攻撃能力を持つイージス艦からなる艦隊によって、自衛隊に何をさせようとしているのか厳しく問われなければならない。

その他、従来のヘリコプターより航続距離も長く搭載人員も多いオスプレイの導入（航空法違反の疑いが強い）、島嶼への侵攻があった場合、上陸・奪回・

確保するための水陸機動団（上陸用舟艇含む）の新編成、既存2個師団＋2個旅団の機動師団／旅団への改編、潜水艦の大幅増勢、弾道ミサイル発射手段等への対応能力・必要措置（相手方ミサイル基地への攻撃も視野に入る）、複数の他国との武器共用化・共同開発による武器輸出三原則の緩和、宇宙空間の防衛目的利用の促進・開発（研究・商業用ロケット・人工衛星の軍事転用を含む）等も明記されている。

こうして見てみると、新しい防衛大綱及び関連計画は、専守防衛の維持を謳いながらも、防衛力を大幅に増強し、機動運用能力を与えるもので、島嶼奪回作戦、自衛隊の大規模な海外派遣、宇宙空間の軍事利用等、これまでの専守防衛政策を大幅に変更させるものである。これが安倍政権の「積極的平和主義」の内容であるならば、全世界の国民に平和的生存権を認め、武力行使によることなく問題や紛争を解決することを約束している日本国憲法の恒久平和主義を死文化させてしまうものとの批判を免れないだろう。

新しい防衛大綱が専守防衛を維持するとの言葉に惑わされることなく、こうした防衛政策の実体によって、解釈改憲の道を安易に実現させることがないよう、国民は監視していく必要がある。

秘密保護法 解説

第8回 特定秘密保護法の廃止に向けた今後の取り組み

秘密保護法対策本部 副本部長 長谷川 弥生 (63期)

特定秘密保護法案は、国民の間でその廃案や慎重審議を求める意見が極めて多かったにもかかわらず、与党の強引な国会運営により満足な審議も行われず、解明されない疑問点を多々残したまま、衆参両院を通じて強行採決され、昨年12月6日成立した。

当会秘密保護法対策本部は、関連委員会から委員も補充して、同法の廃止の実現に向けて、これからも様々な活動をしていく方針である。具体的に予定している活動は以下のとおりである。

1 特定秘密保護法の法解釈及び運営上の問題点等の検討とその結果の公表

秘密指定や適性評価などに関する法解釈及び運営上の問題点、国会に対する特定秘密提供の要件など特定秘密保護法の施行にあたって問題となる事項、並びに、施行までに制定されるべき政令の内容等について検討し、その結果を意見書や会長声明等によって公表していく。

2 関連法の検討

特定秘密保護法の施行にあたり、公文書管理法・情報公開法・衆参両議院規則が改正されることとなる。そこで、情報の適正な管理、国民の知る権利の保障、国会の国政調査権と特定秘密保護法との関係等に関し、あるべき改正の内容や政府提案の改正内容の問題点等について検討と提案を行う。

3 ツワネ原則に関する検討

国家の安全保障と国民の知る権利との関係については、国際的に承認されている「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（いわゆる「ツワネ原則」）があり、同原則に基づき特定秘密保護法の問題点やあるべき秘密保護法制について検討する。

4 啓発活動

特定秘密保護法の問題点を広く国民に知らせる

ための宣伝物（チラシ、パンフレット等）を作成し、秘密保護法制に関する解説書やコンメンタール等を作成する。

5 シンポジウムの開催

シンポジウムや市民集会を開催し、これらを通じて国民に広く特定秘密保護法の問題点を訴えていく。

6 市民団体との交流

関連する市民団体と意見交換し、連携して特定秘密保護法廃止運動を盛り上げる。

7 経済団体・業界団体との意見交換

経済団体・業界団体との意見交換を行い、特に適性評価の問題について実務をふまえた意見交換をする。特定秘密保護法の廃止に向けた活動を連携して行う。

8 報道関係者のための勉強会

特定秘密保護法の施行により大きな影響を受ける報道関係者のための勉強会を開催し、秘密保護法制の問題点の認識を共に深める。

9 国会議員及び政党との意見交換

特定秘密保護法の廃止に向けて、同法の問題点について積極的に国会議員及び政党と意見交換を行い、国会で真摯に議論し、同法の廃止を実現するよう求める。

10 地方自治体との意見交換

地方自治体との意見交換を通じて、各地方自治体に対し、特定秘密保護法廃止に向けた決議を要請する。

11 その他

その他、特定秘密保護法の廃止の実現を目標とした活動を行う。

秘密保護法制の問題は弁護士業務にも大きな影響がある。会員の皆様も特定秘密保護法の廃止に向けた様々な活動にぜひご協力いただきたい。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第16回 東京高裁平成23年2月23日判決

(東芝(うつ病・解雇)事件)〔判例1022号5頁〕

労働法制特別委員会委員 萩原 怜奈 (62期)



本件は、うつ病に罹患し休職中の労働者に対し休職期間満了を理由に行った解雇の効力と賃金請求権の存否等が争われた事案である。本稿では、最大の争点である、解雇時点で労務提供の意思も能力も有していない労働者に対する解雇が無効な場合における民法536条2項に基づく賃金請求の可否について検討する。

第1 事案の概要

使用者が、うつ病で休職中の労働者を休職期間満了を理由に解雇したところ、労働者が、本件解雇は労基法19条1項本文に反し無効であるとして、①地位確認を求めるとともに、②本件解雇後の賃金の支払、③使用者の安全配慮義務違反等によりうつ病に罹患したとして債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求した。

なお、本件に関連して労働者が労災の不支給処分の取消しを求めた訴訟が本件第1審判決言渡後に不支給処分を取り消すことで確定し(東京地裁平成21年5月18日〔判タ1305号152頁〕)、労働者はその後、療養・休業補償給付及び特別支給金を受けている。

第2 当事者の主張の概要

裁判所は、労働者の業務とうつ病の発症との相当因果関係を認め、本件解雇を労基法19条1項本文に反し無効としたため、本件解雇後の賃金請求の可否が検討されることになった。

1 労働者の主張の概要

就労意思を有していた労働者がうつ病に罹患し労務提供不能になったのは使用者の安全配慮義務違反

によるものであり、債権者の責に帰すべき事由に基づくものといえるから、民法536条2項が適用され、本件解雇後も賃金請求権を有している。

2 使用者の主張の概要

- (1) 労働契約に民法536条2項が適用される場合にも、債務者(労働者)は債務(労務)の提供そのものを免れるわけではなく、労働者が疾病等によって労働の能力及び意思を失っている場合には、同条項に基づく賃金支払請求はできない。
- (2) 労働者の主張は、労災保険法との関係で不合理な結果をもたらす、労災保険制度の存在意義を失わせる。

つまり、労働者の疾病が労働災害に該当するとして労災保険給付が行われる場合、使用者は労基法上の補償義務を免れ(同法84条1項)、同疾病について民事上の損害賠償責任を負担する場合であっても当該労働者に支給された労災保険給付金は民事損害賠償額から控除される(同条2項)。他方、労働者が業務上の負傷又は疾病により休業したとしても、その休業期間について使用者が賃金を支払った場合、休業補償給付は労災保険法14条1項の要件を欠き、支給されないことになる。

そうだとすると、業務上の負傷又は疾病により労働者が就業できない場合に民法536条2項を適用し賃金請求権を認めることは、休業期間中の賃金支払の責任を使用者に課し、労災保険法による休業補償給付が支給されなくなることを意味することになり、使用者は、労災事故が起きたときには労災保険から休業補償債務を填補させる目的で労災保険料を負担していたにもかかわらず、労災保険給付金が支給されないため、支払債務の減縮が認められないという不合理な結果に陥る。

第3 裁判所の判断

裁判所は、雇用契約上の賃金請求権について民法536条2項の適用を排除する明文規定はなく、債権者（使用者）の責に帰すべき事由により債務者（労働者）が債務の履行として労務の提供をすることができなくなる場合には、同条項の適用があるものと解すべきであるとして、労働者の主張を認めた（ただし、平均賃金の算定にあたり、残業代、賞与は考慮しなかった）。

そして、使用者の主張に対しては、労基法及び労災保険法上の「休業補償」の趣旨から、「使用者に帰責事由がある業務上の疾病等による労務提供不能の場合に、労基法ないし労災保険法によって、民法536条2項の適用を排除し、雇用契約の継続を否定しなければならないと解すべき合理性はない」とし、使用者が指摘する不利益があるとしても、雇用契約の継続を否定し、同条項の適用が排除されると解釈すべき理由とはならず、労働者につき同条項の適用により賃金請求権が認められる場合には、労災保険法14条1項は、休業補償給付の要件として、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けないことを規定していることから、労働者において未払賃金を受領したときに、労働者が受領済みの休業補償給付金は、法律上の原因を欠く不当利得であったことが確定するにすぎないと判示した。

第4 本判決の検討

使用者は、労災保険制度への加入が義務付けられ、保険料も納めている。本判決のように、業務上疾病の場合にも当然に民法536条2項が適用される

と解すると、労基法76条及び労災保険法14条の「賃金を受けない」場合は存在し得ないことになり、労災補償制度を設けた趣旨が没却されることにならないかという疑問が残る。また、本判決が、受領済みの休業補償給付金が不当利得になり、労基署との間で清算すべきとしている点については、労災保険法上使用者からの賃金支給の有無・額にかかわらず、休業補償給付金は現実に支給されるものであり、不当利得とすべきは休業補償給付金と二重支給となる賃金部分と解釈して調整すべきとする見解があり参考になる（徳住堅治・ジュリスト1435号141頁）。

これに対しては、本件は、当初労災申請をしておらず、労災の支給・不支給の決定がされる前に本件訴訟が提起されたという特殊性があるところ、通常は、使用者に対する賃金請求よりも労災申請が先行してなされることが多いと考えられ、本判決が実務に与える影響は小さいとの見解もある。

この点、本判決と同旨の判例も現れており（アイフル（旧ライフ）事件・大阪高裁平成24年12月13日〔労判1072号55頁〕）、本件の解釈が定着するような場合には、実務上の影響が出てくることが予想される。

なお、本判決の解釈と関係のある判例として、労災保険法により療養補償給付及び休業補償給付を受けている労働者は、労基法81条所定の「第75条の規定によって補償を受ける労働者」に該当しないと、打切補償金を支払ってした使用者の解雇を無効とした学校法人専修大学事件（東京高裁平成25年7月10日〔労判1076号93頁〕）があり、現在、本件は上告受理申立、学校法人専修大学事件については上告・上告受理申立がされており、最高裁の判断が注目される。

東 弁 往 来

第32回 法テラス釧路法律事務所



法テラス釧路のメンバー。後列左から2人目が筆者



釧路弁護士会会員

菅野 律哉 (63期)

2010年12月弁護士登録。東京弁護士会入会。当会では多摩支部刑事弁護委員会に所属。2012年1月に釧路弁護士会へ登録換え、現在に至る。

1. 東弁での1年目を振り返って

私は2011年1月に多摩パブリック法律事務所（多摩パブ）に入所し、1年間在籍させていただいた後に、2012年1月から法テラス釧路法律事務所へ赴任いたしました。

私は修習の配属も東弁（指導担当は福原弘会員）でしたので、修習時代も合わせると2年間東弁で育てていただいたことになります。

また、赴任前には盛大な壮行会を開いていただいたり、赴任後も毎月LIBRAを送っていただいたりや手厚いバックアップをしていただいていることにも、大変感謝しております。

多摩パブでの1年間はとても密度の濃いものでした。法テラス赴任予定者としては私が事務所の第1号であり、事務所全体としても気合が入っていたということもあるかもしれませんが、1年の間にできるだけたくさんの経験を積ませようと、事務局の方々も含めて一丸となって指導をしていただきました。

私が所属していた当時の多摩パブの弁護士数は10人で、様々な得意分野を持たれる先輩弁護士に囲まれながら色々な種類の事件を一緒にさせていただくことができたので、とても貴重なトレーニングを受けることができました。

また、それだけではなく、赴任後に困ることがないようにと基本的な事務作業や事務局への指示の出し方

なども叩き込んでもらうことができたので、本当に良い環境で育成されたと感謝しています。

2. 釧路の魅力

北海道は大学時代を過ごした地であり、いつかまた住んでみたいと思っていたので、赴任地が釧路に決まったときは素直に嬉しく思いました。

釧路というと、寒いとか遠いというようなマイナスのイメージをひよっとしたら持たれるかもしれませんが、実際に生活してみると、冬は確かに寒いものの室内は完全に暖房が効いているのでむしろ東京より暖かいですし、アクセスも羽田の直行便が日に6往復あるので、東京に行く分にはあまり苦労しません。

また、釧路湿原や丹頂鶴などの天然記念物をはじめ、豊かな海産物や温泉など、東京ではなかなか味わうことができなかつた恵みがたくさんあります。

少し足を延ばせば、道東地区の名所（摩周湖、網走監獄、納沙布岬など）にもアクセスすることができるので、旅行先には困らないという嬉しい悩みもあります。

私は妻と子どもを連れての赴任でしたが、家族もすっかり釧路を気に入ってくれました。

釧路には最初全く知り合いがいない状態でしたが、私たち家族はクリスチャンなので毎週教会に通ったり、妻は子育て教室などに行くうちに、こちらでの知り合いも増えてきて、仕事以外での人との交流も楽しん

でいます。

それから、釧路に来て楽しんでいることのもう一つとして、弁護士会の野球チームがあります。

釧路弁護士会は会員数が約70人ですが、そのうち4割以上が野球チーム「エルクレインズ」に所属しており、野球好きな弁護士会会長に率いられて夏場は毎週のように試合や練習に励んでいます。

毎年7月に北海道内の4つの弁護士会（旭川、札幌、函館、釧路）が集って道弁連大会を開催していますが、その中のイベントとして4チーム対抗の野球大会があり、毎年白熱した試合が展開されています。

また今年度は日弁連野球にも登録し、予選のためわざわざ北海道まで来られた東京チームとも対戦させていただくなど（結果は高校野球の強豪校対弱小校のような大敗を喫してしまいました）、野球を通じて全国の弁護士会とも交流をすることができています。

3. 法テラス釧路での活動

法テラス釧路に赴任してまず最初にしたのは、連携活動の軸となる各関係機関（主に地域包括支援センターや社会福祉協議会、役所等）への挨拶回りでした。

この挨拶回りも、多摩パブ時代にやっていた地域回り（多摩地区の市町村への挨拶回り）の経験が活き、楽しみながらすることができました。

挨拶回りをしていて分かったことは、地域差はあるものの全体的に釧路地区の高齢化率が全国平均よりも相当高く、それに伴う問題（後見の担い手不足、高齢者虐待、消費者被害等）がかなり表面化しているということでした。

実際にも、関係機関から相談をもちかけられるケー



釧路湿原を走るノロック号

スのほとんどは虐待や後見に関するもので、年金が家族や第三者によって当たり前のように使われていたり（そういうケースでは大抵年金担保貸付も使われています）、緊急入院が必要なほど衰弱するまで放置されていたりするなど、深刻なケースが後を絶たず、次から次へと対応しなければならない状況があります。

ただ、釧路には熱心な福祉関係者が多く、困難事案と一緒に取り組みながら関係を深め、お互いに負担を抱え込みすぎないように、上手い具合に協働できているようにも感じています。

また、私は刑事事件にも力を入れたいと思ってスタッフ弁護士を志望したこともあり、とりわけ被疑者や被告人の社会復帰後の支援のあり方にも興味を持っていますが、釧路では、犯罪や引きこもりなど社会で生活する上で支障を抱えている人の社会生活を支援する活動が比較的盛んであり、留置施設を出た後に行く場所がないという被疑者や被告人がいても慌てずに支援をお願いすることができるので、大変心強く思っています。

4. 残り1年の抱負

私の任期は3年なので、今年が釧路にいられる最後の年になります。残り1年でやるべきこととしては、少しずつ広がってきている福祉機関との連携関係を徐々に弁護士会に引き継いでいくことや、まだ連携体制が取れていない周辺の町村との連携を強めていくことなどがあります。

また、移動は基本的に車ですので、残り1年も無事故無違反を続けていきたいと思っています。

任期が終了してからは、再び多摩パブに戻り地元の多摩地区で活動させていただければと思っておりますので、そのときにはまたどうぞよろしくお願いいたします。



道弁連野球大会の様子

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

23期

人生最良の修習時代



会員 松嶋 英機 (23期)

私は1969年4月研修所に入所し、1971年3月卒業した。入所日は季節はずれの大雪であった。卒業は卒業式が途中で中止となり、クラス連絡会代表のSが罷免され、夕方、卒業式をボイコットした私が研修所に行くで大騒ぎとなっていた。それでもこの2年間は私の人生で最良の年であった。今と違って、給与は支給されたし、地方修習の者には出張旅費等も支給されたのである。民裁の「要件事実」の連呼には辟易もした。ベトナム戦争反対、任官拒否反対などの活動があり、私共数人は主流派に同調せず、某野党に入党したが党の思想と行動が一致していないとして私は1年足らずで脱退した。

熊本での実務修習だが、最初の弁護修習は起案した記憶がない。指導弁護士のA先生の時は日曜日は出勤、月曜日が休日であった。門前市を成す状態なので、時間のとれる日曜日に依頼者の面接をしたのである。B先生は、ステテコ姿で、その筋の依頼者にも「おっ、まあ、上げれ！」と対応した。

検察修習は、1人が取調拒否したが、検察庁とのぎくしゃくはなかった。被疑者の取調は真面目に取り組んだ。年末の夜、パトカー試乗があった。盛り場でケンカがあるというのでサイレンを鳴らして急行する途中でパトカーとタクシーが衝突した。ヤジ馬はパトカーが悪いと怒鳴るし、他の修習生が車から出るなどと言うし、試乗は中止となった。翌日警察が検察庁に謝罪しにきて、怪我の有無を問われた。既に頭痛はしていたが、私は全く問題ありませんと答えた。そ

の後ムチ打ち症に1年位悩まされた。2人の指導担当検事宅では飲んだり、麻雀したり、泊って翌日一緒に出勤したこともあった。選挙違反の取調では検事が机を叩き、怒鳴る声が隣室からたびたび聞こえたものだ。

裁判修習では全く最小限の起案しか書かなかった。修習生は水俣病裁判の第1回口頭弁論期日に立ち会った。傍聴席と一体となった公害裁判独特の戦法に裁判長はおろおろするばかりであった。ところが、1年生の裁判官である左陪席が毅然とした態度で対応した。この間まで私共と一緒に飲んでいた熊本修習22期生なのである。山林の境界争いでは九州山脈中の林の中で裁判期日を開き証人尋問を行った。40年以上も前のことだが、境界の目印となった杉の樹は今もあるだろうか。

1970年11月25日から後期修習が始まった。知人が飛んできて「三島由紀夫が自殺した」と叫んだ。「それは割腹自殺だろう」と言った。私はそんな予感がしていたのである。上京し、生れて初めて「寮」というものに入った。松戸寮の生活は素晴しかった。夕食時、酒も飲んで良かったし、江田島海兵出身のT氏を中心によく飲んだ。おかげで2回試験は苦勞した。年が明けてからはじめて白表紙を手にする有様なので落第の危機にあった。しかし、前述したように卒業式の責任をとってS修習生が罷免されたので落第はゼロだった。勉強は後でもできるが経験はそのときしかできないのである。

銀行員と弁護士の違い

会員 上原 誠



中年新人弁護士

弁護士になって早くも1年以上が経過した。もっとも私は銀行で10年以上勤務してからロースクールに入学してこの道に入った見かけ中年の新人弁護士である。折角なので、2つの業界を経験した者として思うところを記してみたい。

弁護士に対する世間の信頼

銀行員も世間からの信頼は厚い方であろう。しかし「倍返しだ」のドラマで描かれた異様な世界（かなり誇張はありましたが…）に、世間は若干引き気味ではないか。これと比べて弁護士は、なぜか「先生」と呼ばれ、墓場まで持っていくはずの秘密を打ち明けられ、仕事に対し高額のコストを支払ってくれる。中年といえども、新人にとっては明らかに過大評価であり、先人の苦勞の上に築かれた信頼に支えられていることをひしひしと感じる日々である。

訴え却下判決と司法界の時間の流れ

私が弁護士となって最初に携わった裁判で、相手方は妨訴抗弁の主張をしてきたが、到底通らない主張だと思っていた。毎回熱心に傍聴に訪れるクライアントに、「今日は中間判決と言って、相手の無駄な主張が退けられますよ、はっはっは」と臨んだ法廷で、「訴えを却下する」「…」。クライアントと予定していた昼食を共にしたが、正直何を食べたのか未だに思い出せない。私の人生で1回限りの最初の判決が、「訴え却下」。もっとも、控訴理由書と格闘した成果か、控訴審で逆転勝訴して原審に差し戻されたので、事なきを得た。その間、判例や文献にあた

るのは勿論、民弁教官に相談して助言を受けたり、関係業界の方に話を聴きに行ったり、勉強になったことは間違いない。しかし、結果として半年以上空転したこの機会損失はどう考えればいいのか。裁判に費やした無駄な時間は誰も補填してくれない。1年経って慣れつつあることを戒めなければならないが、司法界と実業界では時間の流れが異なると思うことがある。

思わぬ執行猶予判決

銀行員では絶対にできない弁護士の仕事として刑事裁判がある。私が担当した国選弁護事件は、財産犯であるが被害金額が大きく明らかに実刑が見込まれた。しかし、何度となく接見するうちに、彼は刑務所に行かせてはいけないと思った。ギャンブルに取りつかれたもので、これさえ克服すれば更生するはずである。家族も彼のギャンブル症に苦しんできた歴史があり、また専門家に長年相談していた。事実と争いのない中で、被害弁償を尽くし、専門家や父親の証言を通してギャンブル症の知見と克服手段を示し、彼には専門施設での治療こそがふさわしいことを力説した。法廷で告げられた執行猶予判決、硬直している被告人を横目に見つつ、実は私も彼以上に硬直していた。接見中に何度となくぶつかり合った彼が涙を流して頭を下げる姿を見て、「これは銀行員にはないな、刑事弁護症に取りつかれてしまいそう」と思った瞬間であった。

ささやかながら以上のようなことがあり、まだ1年経っただけであるが、この道に来て本当に良かったと感じている。

お薦めの一冊

『この国のために—川路聖謨』

高木國雄 著 鳥影社 全2巻 3,800円(本体)

徳川幕府滅亡に殉じた高官の見事な生涯
取材と咀嚼に力を入れ描き切った大作

会員 坂井 興一 (21期)



20期会員で、東弁・日弁連で理事者もなされた高木氏の手になる感動巨編です。豊後日田代官所下級役人の子で貧乏小普請川路家の貧乏養子となった内藤弥吉(のちの聖謨^{としあきら})、而して幕臣とは言い難い出自ながら、唯ひとり幕府滅亡に殉じた高官の見事な生涯を、6年を掛けて同人誌「海」に掲載した長編とは云え、読み終えるのが勿体ない位充実しています。日本ペンクラブ会員の氏には、取り扱い事件に着想を得た短編集「やつらはどこから」、故郷先覚の開拓事業・灌漑トンネル掘削の苦闘を描いた「佐久の水音・五郎兵衛の夢」等の“素人離れ”の作品がありました。著名人の川路には吉村昭の伝記的決定版「落日の宴」があるので、読み始めは“いい度胸だなあ!”との気分だったのですが、巻措く能わざる臨場感溢れる情景と氏自身が憑依した如くの心境描写から見ても、これは取材と咀嚼に大変力を入れ、この国の最良・最高官僚を見事に描き切った大作と言えましょう。巻末参考文献を見る迄もないその努力は、川路の生き様を通しての当代批評の止み難さからと思われそうですが、副題「**武士の生涯**」^{ものふ}とあるように、かくあるべし・ありたいとの熱い思いで、類を見ない晩年・自裁迄の多端だった生涯を書き通した人間物語です。と云っても真面目一方の説教・教訓ものではなく、飄々として香気漂う筆者のお人柄を彷彿させる味わいがあります。小普請組での、早朝からホトホト疲れる長時間就活運動・支配役への「逢対」にめげていません。思い掛けない様々な好意で得た支配勘定や評定所書物方出役での、誰に指図された訳でなく・出過ぎもしない、そして世を知る道しるべの「世事見聞録」を座右に、溜まりに溜まった事件の、反感

を買わないよう処理する日々は、もしかして鼻歌交じりだったと思われる快調な筆致です。また、牛込御門内・柳生新蔭流中野金四郎道場での、文武両道川路の剣の修業描写は、剣道有段者の著者自身の体感からのもので、想像だけでの藤沢周平は及ばず、高段剣士ながら描写力今ひとつの津本陽も顔負けではないかと。そしていよいよ川路が世に出た11代家齊の頃の「仙石騒動」では、錯綜した事実関係の整理、藩と幕閣のしがらみなど、幕府の官僚組織・法制史的調べがよくこなれて行き届き、あらためて勉強させられました。件の吉村本の感動場面は、長崎奉行となって老中並扱いで小倉・佐賀・福岡藩の送迎を受け、或いは故郷日田の関係者と再会するあたりなのですが、著者は、一揆に揺れた直後の佐渡奉行の日々、水野忠邦政権下、左遷気味ではあるがのどかな市井物味わいのある奈良奉行の日々も見逃しません。本書庄巻の下りにして執筆動機でもある、諸人の知る**ロシア使節プチャーチン**との、手探りから始まって人格的信義の交わりに至る多難な対露曲折の交渉経緯、やがて一橋派と目されて井伊大老に遠ざけられ、慶応4年3月の江戸城総攻撃と運命を共にする筈だった日までの超人的精励の年月。と云っても実弟で後任の外国奉行となった井上清直とのこと、長男(曾孫はのちの文人川路柳虹)を失う悲嘆や、結構マメな発展家の人柄もマメに書かれている。そんな訳で、これは素人の書けるものじゃない、否否、向こう見ずの素人だからこそ書けた傑作大作ではないか、だからいきなりの著名賞でもおかしくないと感得した次第でした。(尚、本書は大部且つ非廉価ですが、弁護士会等の図書館で借り出し可能です。)



ノンアル昨今

会員 福崎 聖子 (54期)



ノンアル、どれだ？

ノンアルコールビール…はもう古い？

久しぶりに、ノンアルコールビールでも飲もうかな〜と、とあるスーパーに入って周囲を見渡してみると、「ない…!!」。なんと、そのスーパーには、一本もノンアルコールビールがなかった。

そのかわりに…棚にはフランス産やイタリア産のスパークリングワイン（赤白はもちろん、リンゴ味まである）、カクテルをはじめ、聞いたことのない名前のお茶や、ソフトドリンクが山のように並んでいる…。あまりの珍しさに、我ながら酔狂だわ〜、と思いつつ、目に付くネーミングのものを紙袋2杯買い込んで、早速、試してみることに。

私のノンアル歴

思いおこせば、約5年前から2年間ほど、私は、さんざんノンアルコールビールのお世話になった。大好きだったシャンパンが酸っぱく感じ、赤ワインに至っては毒の味(?)がして、すっかり飲めなくなった時、そう、私は妊娠していた。人間の身体というもの本当に不思議、私の中に芽生えた新しい命が、自らに不要なアルコールを、気の毒にも必死で拒んでいたものと思われる。

…そんな訳で、元々、大してビールは好きでもないが、当時は、「ノンアルコール」といえばビールしかなく、ノンアルコールのシャンパンやワイン、カクテルも、数えるほどしか見当たらなかったの（しかも、激マズ）、仕方なく、ビール「もどき」のお世話になっていたというのが正しい。あの頃、このノンアルシャンパンやドリンク達があれば、どんなに幸せだっただろう！

試した私の、勝手な感想

ともあれ、それが僅か数年後、こんなに輸入・開発され色々な種類があるなんて。やはり私のように、ノンアルコールビールでは飽き足らない酔狂な人が多く、

有難いことに、その需要が見直されたのだろう。ただいってみて、納得。流石、味覚の繊細な日本人って、やはり凄いわ〜と妙に感心。以下、勝手な私のランキングです。

① バジルシードドリンク（ホワイトグレープ味）

原産国：タイ、A社

ぷちぷち食感のバジルシードがホワイトグレープジュースをたっぷり含み美味！物珍しさと食物繊維たっぷりのヘルシーさも手伝い、堂々の第一位。他にもレモン味等がある。

② スパークリングジュース（アップル味）

原産国：フランス、B社

シードルとはまた違い、泡のきめ細かさと繊細なお味が秀逸。赤、白もあり、ボトルもシャンパンボトルそっくり！

③ 大人の○○○レモン 原産国：日本、C社

普通のレモン風味の炭酸飲料と何が違うのかというと皮を砕いたクラッシュレモン入りでカロリーゼロ。大人のノンアルは、勿論、カロリーゼロのものが多い。

④ なつめしょうが茶 原産国：日本、D社

なつめ、しょうがの他にも、はと麦、クマザサ、ヤーコンなど身体にいいものが数種類ブレンドされていて、疲れた身体に優しい感じ。但し、お味には少くせがあるかも。

…まだまだ紹介しきれない。特徴として、昨今のノンアルは「○○もどき」ではなく、正にドリンクそのもの、ピンで勝負しているということ。そのため、各々オリジナリティに溢れ、ネーミングにも目をひくものが多い。当然、お味も美味だし、とてもヘルシーと、いいことづくめである。

さて、大人の楽しみの一つとして、たまの休肝日、色々なノンアルを試してみるのが、これからクセになりそうな私である。

論文集

『日本法の論点 第3巻』笠原俊宏／文眞堂

外国法

『二院制議会の比較政治学 上院の役割を中心に』岩崎美紀子／岩波書店
『アメリカ税務手続法 米国内国歳入法における調査・徴収・争訟・犯則手続の制度と実務』Watson, Camilla E.／大蔵財務協会
『アメリカ契約法』田島裕／信山社

憲法

『性と法律』角田由紀子／岩波書店
『歴史から読み解く日本国憲法』倉持孝司／法律文化社
『靖国問題の原点 増訂版』三土修平／日本評論社
『プライバシーの新理論』Solove, Daniel J.／みすず書房

行政法

『行政法総論』藤田由靖／青林書院
『保障行政の法理論』板垣勝彦／弘文堂
『都市行政法精義 1』碓井光明／信山社出版
『Q&A 都市再開発の登記実務と記載例』細田進／日本加除出版
『自転車利用環境整備のためのキーポイント』日本道路協会／日本道路協会
『防災法』生田長人／信山社
『住まいを再生する 東北復興の政策・制度論』平山洋介／岩波書店

消防法

『事例で学ぶ特異火災の対応と教訓』竹内吉平／近代消防社

会計法

『公共入札・契約手続の実務』鈴木満／学陽書房

税法

『クローズアップ課税要件事実論 第2版』酒井克彦／財経詳報社
『居住者の国外財産調査制度と外国税額控除』前原啓二／清文社
『法律実務家のための親族・相続・渉外家事的な税務』館彰男／日本加除出版
『退職金複雑化時代の退職金をめぐる税務』新名貴則／清文社
『詳解連結納税Q&A 第7版』清文社
『法人税法解釈の検証と実践的展開 改訂増補版 第1巻』大淵博義／税務経理協会
『フローチャートで考える不動産の相続対策 改訂版』塩見哲／新日本法規出版
『相続税務・法務相談シート集 平成25年度版』辻・本郷税理士法人／銀行研修社
『国際取引の消費税QA 4訂版』上杉秀文／税務研究会出版局
『Q&A 改正消費税の経過措置と転嫁・価格表示の実務』島添浩／清文社

民法

『民事判例 2013前期 7』現代民事判例研究会／日本評論社
『私権の創設とその展開』森征一／慶應義塾大学出版会

『公益法人・一般法人のQ&A200 増補改訂版 移行後の運営・会計・税務』大蔵財務協会

『根証文から根拠当へ』幡新大実／東信堂
『民法（債権関係）部会資料集 第46回～第49回会議議事録と部会資料 第2集（第6巻）』商事法務／商事法務
『Q&A 民法（債権関係）の改正に関する中間試案』犬塚浩／ぎょうせい
『複数契約の理論と実務』小林和子／民事法研究会
『これで解決！相続&相続税プロが贈る8の処方箋 改訂増補版』坪多晶子／清文社
『特別受益・寄与分の理論と運用』坂梨喬／新日本法規出版
『大阪地裁における交通損害賠償の算定基準 第3版』大阪地裁民事交通訴訟研究会／判例タイムズ社
『Q&Aハンドブック交通事故診療 新版』日本臨床整形外科学会／創耕舎
『交通事故後遺障害診断書 ムチウチ 4』宮尾一郎／かもがわ出版
『自賠責保険・共済紛争処理事例集 第11巻』自賠責保険・共済紛争処理機構／自賠責保険・共済紛争処理機構

会社法

『会社法判例インデックス』野田博／商事法務
『実務論点会社法』横浜弁護士会／民事法研究会
『会社・金融・法 上巻』岩原伸作／商事法務
『会社・金融・法 下巻』岩原伸作／商事法務
『純資産の部』完全解説 第3版』太田達也／税務研究会出版局
『企業価値評価ガイドライン 改訂版』日本公認会計士協会／日本公認会計士協会出版局
『新株予約権・種類株式の実務 第2次改訂版』荒井邦彦／第一法規
『監査役監査の基本がわかる本』新日本有限責任監査法人／同文館出版
『経営者の会計操作の動機と株式市場の反応』重本洋一／日本評論社
『退職給付の実務 改正会計基準と企業年金ガバナンス』新日本有限責任監査法人

刑法・刑事法

『刑法総論 第4版』大谷実／成文堂
『覚せい剤犯罪の捜査実務101問 新版改訂』松田昇／立花書房
『砂川事件と田中最高裁長官』布川玲子／日本評論社

司法制度・司法行政

『39のストーリーで楽しくわかる法律事務所の日常業務 総務・経理・IT・広報広告の仕組みと事務職員ができること』有馬圭／日本加除出版
『弁護士倫理の理論と実務 改訂 事例で考える弁護士職務基本規程』東京三会有志・弁護士倫理実務研究会／日本加除出版
『証書の作成と文例 新版 改訂版』日本公証人連合会／立花書房

訴訟手続法

『民事訴訟における手続運営の理論』三木

浩一／有斐閣

『簡裁民事訴訟の判例と実務』岡崎昌吾／民事法研究会
『簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究』司法研修所
『要件事実マニュアル 第4版 総論・民法1』岡口基一／ぎょうせい
『民事訴訟法から考える要件事実 第2版』和田吉弘／商事法務
『民事再生法書式集 第4版』第二東京弁護士会／信山社
『民事再生QA500』企業再建弁護士グループ／信山社
『書式民事再生の実務 全訂4版』四宮章夫／民事法研究会
『離婚調停 新版』秋武憲一／日本加除出版
『歴史に学ぶ刑事訴訟法』内田博文／法律文化社
『実務体系現代の刑事弁護 1 弁護人の役割』後藤昭／第一法規
『実務体系現代の刑事弁護 2 刑事弁護の現代的課題』後藤昭／第一法規
『判例中心適正捜査手続ハンドブック』水野谷幸夫／立花書房
『南風原事件DNA鑑定と新しい冤罪』木谷明／現代人文社
『裁判員のあたまの中 14人はじめて物語』田口真義／現代人文社

訴訟記録

『神兵隊事件 別巻2』専修大学今村法律研究室／専修大学出版局

経済産業法

『インターネットにおける誹謗中傷的対策マニュアル』中澤佑一／中央経済社
『消費者契約法改正への論点整理』河上正二／信山社
『Web業界受注契約の教科書』高本徹／レクシスネクシス・ジャパン
『体系グローバル・コンプライアンス・リスクの現状』グローバル・コンプライアンス研究会／きんざい
『独占禁止法ガイドブック 平成25年11月改訂版』公正取引協会／公正取引協会
『平成25年度改正「省エネ法」/「温対法」』省エネルギーセンター／省エネルギーセンター
『非公開化の法務・税務』明石一秀／税務経理協会
『外為渉外』大村博／金融財政事情研究会
『金融規制の観点からみた銀行グループをめぐる法的課題』金融法務研究会事務局
『変貌する銀行の法的責任』升田純／民事法研究会
『Q&A 家事事件と銀行実務』日本加除出版
『認定支援機関・金融機関のための中小企業再生支援マニュアル』福岡真之介／清文社

無体財産法

『知的財産法の挑戦』同志社大学知的財産法研究会／弘文堂
『不正競争防止の法実務 改訂版』穴戸充／三協法規出版
『外国特許実務を考慮したクレームと明細書の作成 改訂増補』深見特許事務所／経済産業調査会

『著作権入門 2013-2014』文化庁／著作権情報センター

農事法

『Q&Aと解説による農業生産法人の設立と会計・税務 2訂版』島田哲宏／大蔵財務協会

労働法

『労働法 第2版』西谷敏／日本評論社
『労働法と現代法の理論 西谷敏先生古稀記念論集 上』根本到／日本評論社
『労働法と現代法の理論 西谷敏先生古稀記念論集 下』根本到／日本評論社
『M&Aの人事労務管理』野中健次／中央経済社
『行政処分を受けないためのバス会社の労務管理と監査対策』吉本俊樹／日本法令
『リスクを回避する労働条件ごとの不利益変更の手法と実務』浅井隆／日本法令
『リスク回避型就業規則・諸規程作成マニュアル 5訂版』岩崎仁弥／日本法令
『建設現場で使える労働安全衛生法Q&A』村木宏吉／大成出版社

『高齢者雇用安定法の実務解説 8訂版』労務行政／労務行政

『必携！生活者と中小企業の活動Q&A』全国クレジット・サラ金問題対策協議会／全国クレジット・サラ金問題対策協議会出版部

医事法

『医療事故紛争の上手な対処法 全訂版』医療過誤問題研究会／民事法研究会

環境法

『動物の権利』Sunstein, Cass R.／尚学社
『環境対策条例の立法と運用』宇賀克也／地域科学研究会

教育法

『教職員のための学校の危機管理とクレーム対応』堀切忠和／日本加除出版
『柔道事故』内田良／河出書房新社

出版関係法

『マス・メディア法入門 第5版』松井茂記／日本評論社

国際法

『日本の国境』浦野起央／三和書籍
『環太平洋諸国(日・韓・中・米・豪)における外国判決の承認・執行の現状』増田晋／商事法務
『詳解国際法律文書作成』中島暁／商事法務
『図説国際金融 2013-2014年版』岡村健司／財経詳報社

白書

『世界経済の潮流 2013年下半年世界経済報告』内閣府政策統括官室／日経印刷

その他

『新しい時代の図書館情報学』山本順一／有斐閣
『科学者の発表倫理 不正のない論文発表を考える』山崎茂明／丸善出版
『この国のために 川路聖謨 第1巻』高木国雄／鳥影社
『この国のために 川路聖謨 第2巻』高木国雄／鳥影社

会長声明

立憲主義に反する内閣総理大臣の発言に抗議する声明

- 1 安倍晋三内閣総理大臣は、2月12日の衆議院予算委員会において、委員の質問に対し、集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更をめぐり、「(憲法解釈の) 最高の責任者は私だ。政府の答弁に私が責任をもって、その上において選挙で審判を受ける。審判を受けるのは法制局長官ではない、私だ」と答弁した。これは、内閣法制局における議論の積み重ねを尊重してきた歴代内閣の基本見解を覆すものであるだけでなく、時の政権の思惑によりいつでも自由に憲法解釈の変更ができるとするものであり、また憲法解釈の変更後に選挙で審判を受けなければならないという考え方は、憲法が定める厳格な憲法改正手続を実質的にないがしろにするもので、立憲主義と憲法秩序を根本から破壊することにつながり、到底容認できない。
- 2 また、安倍内閣総理大臣は、去る2月3日の同委員会においても、立憲主義について「王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方だ」とも述べたが、この発言は、主権者国民の人権擁護を至高の価値として、人権侵害の危険を持つ権力の発動を制約するために憲法を制定し、主権者国民が権力に憲法を守らせることとした近代立憲主義に対する無理解を示すものである。

実際、第二次大戦前のドイツは、当時もっとも民主的といわれたワイマール憲法の下にある国民主権国家であったが、選挙で誕生したナチス政権の憲法を無視した暴走により、ユ

ダヤ人虐殺等の未曾有の人権侵害を引き起こした。このように、権力が暴走して国民の人権を侵害することは過去の歴史ではなく、今まさに世界各地でも生じていることである。憲法と立憲主義は、そのような権力の暴走を抑制する最重要の機構として、その意義は今も全く失われていない。

- 3 当会は、昨年9月18日、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の検討作業や内閣法制局長官の更迭など「集団的自衛権行使は憲法上許されない」とする歴代日本政府の確立した憲法解釈を強引に変更しようとする一連の動きや、真っ正面から集団的自衛権行使を容認し、国家安全保障を国の最優先事項と位置づけて国民を総動員することを定める「国家安全保障基本法」制定の動きに強く反対する会長声明を公表したが、今回の安倍内閣総理大臣の発言は、これらを上回る憲法と法秩序に対する挑戦とも言える暴言であって、到底看過できない。
- 4 よって、当会は、立憲主義をないがしろにし、憲法によって縛られるべき権力者が自らの考えで憲法解釈を自由に変えても構わないとする安倍内閣総理大臣の発言に、強く抗議するものである。

2014年2月19日
東京弁護士会会長 菊地 裕太郎